

個物たる個人は普遍たる人類社會——究局に於ては神——より生れ、その中に包括せられて生と價値を與へられる。彼は死すとも人類社會は永劫に實在するのである。此の實念論又は普遍主義の基本的思惟よりして一切の專制主義の體系が生れ出でたと唯名論者は解釋する。

唯名論は逆に個別主義ブルジョアであつて、實在するものは個物のみ。普遍は唯の名目又は擬制である。實にありと信ぜらるゝものは目に見ゆる形・色・叩いて耳に聞ゆる音等五官に表象せらるゝ感覺のみであつて、我々の心はこの形・色・音等を綜合して物體なるものを作りあげ、之に机・樹等の名目を與へてゐるに過ぎぬ。目より來る形・色と耳より來る音とは、夫々個々別々のもので心が綜合しなければ關係を有せず、況んや始めから外界より相關聯したる普遍として與へられるものではない。程度を緩めて云へば多數の樹が實在し森は名目である。個人は實在すれども人類・社會は單なる擬制フィクションである。社會は實在ではない。本來不必要物である。唯或る便利を有するが故に手段としての價値は認め得る。然しなから權力者によつて壓制の手段に悪用せらるゝが故に *necessary evil* である。社會は本來唯名論の思想體系に入り來らぬ。十九世紀に入りても之がペンタム、ミル、スペンサー等の主要思想家——「最大多數」の幸福説、社會有機體説を唱ふるにも拘らず——に如何に深く根ざせるかを前掲拙文に於て叙べたつもりである。

歴史上より見たる英國の自由主義者の本流はかゝる唯名論者であり個別主義者であつた。されば個物を普遍より解放することが凡ゆる方面に於て彼等の事業であつた。特に社會生活に於ては國家社會の「干渉よりの解放」「自由放任」が自由主義のモットーである。即ち舊自由主義は經驗的「個人」主義であつて、「社會」は本質的には思想體系より驅逐せられたのである。

コールはこの英國個人自由主義の傳統を多分に曳く。然るにかゝる斷定は忽ち質問を喚起するであらう——「干渉よりの解放」「自由放任」、是れ明かにブルジョアのイデオロギイである。プロレタリアのための闘士コールが此の偽妄に囚はれてゐやうとは、と。然しながらコールを讀んだ人々にとつては、彼の社會「主義」の採り方が如何に自由主義的であるか個人主義的であるか——之をブルジョア思想といふならば如何にブルジョア式であるか——之を英國式といふならば如何に英國式であるかが目瞭然と見えるであらう。然しこの問題は既述の如く筆者の問題ではない。問題は社會「觀念」の採り方——「社會」と「個人」の綜合の仕方が如何に英國式であり且つ特にコール式であるかである。筆者は茲に舊自由主義即ち個人主義が如何に英國思想史に深く根ざせるかを見たい。



先づコールの個人主義思想を出發點に於て一瞥して置きたい。コールによれば個人は「意識と理性との中心點」(a centre of consciousness and reason)であり、「自己決定力を有する意志」(a will possessed of the power of self-determination)であり、「窮極の實在」(an ultimate reality)である(“Social Theory,” 1920, p. 104—以下頁數のみを掲ぐ)。此等の語は依然としてノミナリストのいふ個物であらう。個人は他人との關係によつて始めて個人となるのではない。獨立自足圓滿了せるアトムであつて、感情・思想・意志の創造者であり且つ綜合者である。「最愛の人ですら我が齒の惱みを惱み得ぬ」とは我々生物の如何ともすべからざる窮極の事實である。形而上學はこの個物を更に大なる實在に關係づけたり、又は高き目的の系列に編み込むか、又は大實在の假象若くは發展顯象とすることによつて、始めてこの個物に意義を與へるのであるが、個別主義者にとつてはこの窮極の個物が實在であり實在は直ちに價值であり目的である。之が出發點となつて一切のものを擬制視し手段化して利用するか、又は敵として最後まで之を防禦せんとする。コールはこの礎石の上に如何なる社會を建設せんとするか、コールによれば我々は、一方に於ては感情(feeling)の糸に繋がれて社會に所屬し、他方には機能

(function)の線に副うて社會を造る。コールは前者を「共同社會」(community)後者を「結社」(association)と稱する。前者は吾人の直接的社會生活であり、後者の間接的なるものの上位に立つ。

(一) 共同社會は「感情の中心點」(a centre of feeling)なるが故に主觀的なものであつて成員の意識の中に實在する。例へば家族の如し。又主として感情によつて支持せらるゝ所の傳統風習によつて結合せる種々の社會はそれである。かゝる不可分の感情に基くものなるが故に或程度まで自足的(self-contained)自立的(self-subsistent)であつて、他の社會に憑依せぬ。例へば中世の大學、修道院、共同植民地の如し。従つて亦包括的(inclusive)である。即ち共同社會は「社會的關係の條件の下に共に生活せる或數の人間をば包括するものである」。又は個人の「社會生活其者の複合體である」といひ得る。「かくて個人は結社には唯聯結(connect)するに過ぎぬが、共同社會といふ社會的單位或は團體には歸屬(belong)する」。又それは「其成員によつて實在的原動的統一(real operative unity)であると感ぜられる團體である」。かく共同社會は生活の複合そのもの、何等他に憑依せざる自立的の感情の中心點であつて、必ずしも特殊の組織を伴はず、又之あつて始めて成立する社會ではない。そは後に言ふ如き制度でも形式的結社でもない。又結社が特殊の部分的目的又は利害の促進の爲の手段として組織せられたる機關たるに反して、共同社會は普遍性(universality)を有する。そは「善き生活」(good life)の爲



に存在する「充全なる人間」(complete human beings)の自足的團體である。利にあらずして善に繋がる、精神的結合である。

コールの共同社會と個人との關係は甚だ困難である。個人は窮極の實在であり乍ら共同社會に「包括」せらるゝ理由如何。包括せられると云ひ、之に「屬する」といふことは既にその窮極の實在性と自存性を失ふものではないか。融通すべからざる個物相互に相集つても統一的社會を爲さず、唯の總計・累積を生ずるのみ。ジムメルの指摘せし如く、完成せる多くの家屋相寄つて一家屋を爲す能はず、もし一個の家たらんが爲には個々の家は樹石土等の素材に解體せられ、一個の家なる形相を實現すべく形成せられなければならない。然らば共同社會概念は唯名論と自由主義が到底許すことを得ざる形而上學の產物であらう。而も之を敢て爲す理由如何。先づ次に言ふ「結社」の上位に置かんが爲である。共同社會は個人を包括し歸屬せしめ、本源の統一に綜合せる自足自立の活ける實在であつて、吾人の巧智よりも寧ろ直接の感情によつて支持せられ、傳統風習によつて維持せられてゐるものである。巧智の產物たる結社の上に立つものである。

(二) コールによれば結社は「熟慮と計畫の中心點」(a centre of deliberation and planning)であり、權利義務を取扱ふものであり、窮極の目的に關心するものに非ずして、寧ろ劃斷なる目的に對する手段に關するものである。而して共同社會が組織を有せざるに反して、結社は必ず組織又は共同行為の規則を有する。此の二點即ち劃斷なる共同目的(機能)と共同行為の規則(組織)とが結社の根本的なる必要條件である。

第一に劃斷なる共同目的は凡ての結社の基本條件であつて、之なくしては結社は存在し得ぬ。然しながら此目的は必ずしも成員によつて意識的に理解せられてゐることを要せぬ。又多くの結社は事實として必ずしも單一明確なる目的を有せずして、多少密接に相關聯せる多數の目的を有する。たゞかかる場合には成員は或一個の目的を意識し之の價値を認めるけれども、他の目的の價値を認めず、従つて之が達成の要求に參與せぬ。オスボーン判決の場合、又は政治的目的の爲にする直接行動の場合などに之が起る。かゝる場合には倒錯(perversion)を起す虞がある(後出)。故にコールが結社は劃斷なる目的を有すると云ひ、機能主義に基くといふのは事實の認識ではなくして寧ろ理想論である。更に又結社は人間によつて維持せられるものであるから常住に變化する。例へば環境又は環境の評價の變化に従つて其目的を伸縮し又は改變する。かゝる弾力性の可能なる程度は結社の有する結合力の程度に比例し、結合力は又主として成員を鼓舞する共同感情の強さに基く。然しながら此の弾力性には限度あり、若し新目的の侵入による變化が此の限度を越ゆる時には、寧ろ舊結社を解散して新結社が



造られねばならぬ。原始目的の衰滅と共に結社も亦衰滅する。若くは衰滅すべきである。然らずんば(atrophy)となり、役に立たぬものが生き残る。Perversion と atrophy は個人自由の敵である。

この他にコールは制度、慣習等の概念を掲ぐるが必要なるは「社會」(society)なる概念である。

(三) コールは結社及制度(主として前者)の組織を「社會」と呼ぶ。混雜を避ける爲に「社會組織」と呼び直して置きたい。それは主として結社の組織なるが故に結社の特徴が其儘之に當てはまる。即ち社會組織は唯人類の「組織せられたる協働」のみに關するものであつて、共同社會内に於ける「人間生活の全體を表現せず」、否「或一個人の全生活をすら體現するものではない」。寔に「我々の有する最善最大の人間のなるものは組織せられ能はざるが故に、殆ど全然社會の網より逃れ去る」。そは「共同生活の充全なる圓周又は人類の社會的集團にあらず」して、單に様々の機能的結社及制度の交互作用と補足的性質との産物である。社會組織の發達とは個人間に於ける直接的共同社會感情の發達ではなくして、共同社會内に於ける様々の機能的結社の統一と協調との増進である。繰り返し言へば、社會組織は主として「權利義務及び熟慮せられたる目的と利害に關するもの」である。共同社會は本質上感情の中心點であるが、社會組織は「熟慮と計畫の中心」である。直接に目的に關するよりは寧ろ手段に關するものである(第二章)。かゝる特徴を列擧してコールは結社及社會組織を共同社會の下位

に置く。

人類の團體を二種に分つて説き、一を他よりより本源的なもの、より直接的なもの(理知的に對する情意的なもの及び組織化せられ得るものに對する組織化の不可能なるもの)、より力強きもの、より道德的なるもの、範圍に於てより廣きもの、實在的、有機體的なるもの等の屬性を與へて、上位に置くことは現代の社會學に廣く行はれてゐる様である。今思想的興味よりして之を考へて見たい。

Tönnies の Gemeinschaft と Gesellschaft の對立に於ては理知主義インテレクチュアリズムに對する非理知主義が其根柢を爲すものと思はれる。我々の精神活動を思惟を含める意志と思惟に含まれたる意志とに分ち、前者を本質意志(Wesenwille) 後者を作爲意志(Kürwille)なる語を以て顯はし、本質意志は直接的本源的なるものとして、(イ)Gefallen (ロ)Gewohnheit (ハ)Gefühlstuns の直接的精神作用に分ち、(イ)には母子の血族關係に基く原始的家族、(ロ)には地域關係に基く原始的村落共產體、(ハ)には友情又は師弟關係に基く中世の都市及ギルド等の「ゲマインシャフト」を配し、作爲意志は派生的巧智的のもので、(イ)Bedacht (ロ)Beschluss (ハ)Begriff 即ち感覺論で云ふ第二次的的精神作用であつて、大商工業會社學術協會(論理學・哲學・概念法學・自然科學等を指せるものらし)、一時的旅行協會及近代大都市大國家等の「ゲゼルシャフト」を之に基くものと做し、茲に前者より後者へ、即ち非理知的時代より理知的



時代への發展を跡付け、悲觀的歴史觀を表白するもの如く思はれる。前者は人々が生れながらにして之に屬する所の「ファインテラハト一致ある有機體であるが、後者は異人の中に行くが如く入込む所の本質的には分裂せる機械的集合である。高田博士は前者を「犠牲」社會又は「共同」社會、後者を「利益」社會と呼ばれる（「社會と國家」）。コールの共同社會は博士も指摘せらるゝ如く、テンニスの「ゲマインシャフト」に類似する。それは同じく「非理知的」「犠牲的」「統一的」であつて或意味に於ける道德的色調を多分に含む。而してこの道德的色調と共に著しく政治的色調を帶ぶ。即ち此の「道德的」にして「統一的」「普遍的」なる一社會が、他の社會即ち「熟慮と打算」の產物なる「利益社會」又は人間の「組織化」せられ得る「特種的」方面のみによつて結合する「多元的」なる結社社會の上位に實在し、之を批評し指導し時によつては解體する權能を有すといふ組立てになつてゐる。而も國家がコールによつてこの利益社會又は結社の中の一結社として、主權的地位より引下され、共同社會の批判を仰ぐべきものとせられたる仕組を見て、吾人は直ちにロックの自然法學的社會觀に想倒せざるを得ぬ。

ロックが政治社會に對立せしめたる自然状態ステイト・オブ・ネイチャーは、コールの共同社會に酷似する性質を有するもので、其れは人々自由平等を楽しみ、道德律たる自然法が人々の心根よりして直接に遵守せられ、相互に好意と相互扶助グッドウィル・ミューチュアル・アシスタンスによつて共同生活を營んでゐた社會であつた。唯だ時折此の状態を紊

る者に對する専門の裁判官と執行官と立法官なきが故に、即ち組織なき共同社會なりしが故に、人類の無知と利己心が増進するに伴ふて漸次不便が増加するに至り、茲に已むを得ず、社會契約によつて政治社會といふ組織ある結社を作り議會政府等の機關を設けたが、かゝる結社の背後には依然として自然法と共同社會が持續し、人々其中に於て常に政府を批評し、議會を以て之とのバランス・オブ・パワーを計り、時によつては革命を起す權利をすら有する。政府はこの共同社會の直接機關たる議會の許容する、即ち明白に法に規定されたる範圍内のみの機能を遂行し、其限度内の權力を有するに過ぎず、其目的は唯だ自然法（今は議會が之を解釋して人定法として發布する）の執行と人々の自然權の擁護を司るに過ぎぬ（Locke, "Two Treatises on Civil Government," 1689.）即ちロックの法治國家はコールの結社としての機能國家に甚だ酷似するもので、或點に於てはコールはロック思想を現代社會學の語を以て言表はしたるもの如くに見える。而も其處に一大發展が試みられてゐる。此の關聯よりしてコールの「新」自由主義思想に入つて行きたい。



政黨思想史に於て自由黨が常に個人より組織を見、保守黨が組織より個人を見ることは屢々指摘せられる。例へばブリーズの云ふ所によれば「凡ての政治問題は既成制度と個人利害の衝突を含む。此際トーリーとリベラルとは異なる方面より問題解決に進む。前者は制度（コールの結社をも含む）より人間を見下ろし、後者は人間より制度を見上げる。リベラルにとつては國家及其他の結社・制度は人間が自己の人間的目的の爲に作りたるものである。國家は人の爲に作られたるものであつて、人が國家の爲に作られたのではない。トーリーにとつては其逆であつて、制度は獨立の組織であり、それの有效なる運轉が最重要事であり、各人は利益の有無を問はずに服従する事が義務である。人が國家の爲に作られたのである。若しトーリーが個人の善を計るとするも其は窮極目的ではなくして善き軍人や職人、即ち國家の從僕を作るのが目的である」(Blease, "Development of English Liberalism," p. 23)。唯だ英國にはラードブルフの謂ふ如き第三黨即ち如上の Personalismus と Trans-personalismus との中央に、業作又は文化 (Werk, Kultur) を唱へて立つ、獨逸中央黨の如きものあるを聞かぬのみ (Radbruch, "Grundzüge der Rechtsphilosophie," "Kulturlehre des Sozialismus," 1914, S. 95)。

かゝるリベラルの思想上の大建設者はロックであつて彼も亦人より組織を見る。然しながら啓蒙主義時代の atomistic な個人主義思想に基いて、かゝる組織の組立を考へることは到底及びもつかなか

つたのであらう。組織が宏莊になればなるほど個人の自由が奪はれるものと考へたであらう。十九世紀の自由主義者もさうであつた。然るに政治界に於ても經濟界に於ても一般共同社會内に「結社」が日に月に増加し、時には法に反抗しても *wildwachsende Macht* として繁茂するに至るや、事實として「結社」を排斥し無視することを得なくなつた結果、一方に於ては、依然として飽く迄も個人の自由を擁護しながら、他方に於て莊大なる社會組織を建設することが課題となつて來た。個人主義に基く大社會組織の建設、——問題は之である。コールは尙此の兩極端の間に彷徨する形跡を示す。一方に於ては「第一に必要なことは組織其自身が好きものなりとの考へを捨てることである。複雑の増加は其自身進歩の徴候ではない。……若し可能ならば組織なしに、又は最少必要限度の組織を設けるに止めて、組織化によつて毀損せらるゝ人間行爲の領域を保存すべし」といふ。然しながら「他の方面より云へば經濟的平等は……個人的自由に不可缺のものである。然るに經濟的領域に於ける自由にして民主的なる機能組織は經濟的平等——従つて個人的自由に不可缺のものである」といふ（一八六—八頁）。而して此後の思想にこそコールの獨創性が存するのである。而もコールの眞意よりすれば之は獨り經濟的領域のみに止まらぬ。一切の文化活動に於て機能的結社を組織し、更に諸結社の協調的大組織を造りあげることが不可缺である。この「自由」と「組織」の問題を解かんとしたる所にロック



を始め其他の舊自由主義者より一發展を試みたものと考へられる。勿論同一問題を取扱ひ、コールに最大の影響を與へた Maclver ("Community," 1917)の方がプリオリテートを有する。然しマクイヴァーに在つては諸結社を組織するもの即ち調節者「コルレグエーター」は國家である、國家は "organisation of organisations" として他の結社の上に位する。然るに新らしき「眞の」デモクラシーが窮極目的たる所のコールにとつては、到底此點に就てマクイヴァーに追従することを得ぬ。彼にとつては國家は斷然結社中の一結社、他の結社と平等關係に立つて、全體の民主的聯立組織の一員に加はるものに過ぎぬ。此の點に於てコールは獨特である。又主權の多元を唱へたものに、Maitland, Figgis, Laski ありと雖も、この多なる主權の一大綜合組織を建設しなかつた。然らばコールは如何にしてこの「自由」と「組織」の問題を解決したか。此の解決の鎖鑰を爲すもの——コールの社會組織の組立ての柱石を爲すものは「機能」function の概念である。

コールは機能なる概念を古代思想が全體主義、普遍主義の目的の爲に用ひたに反して個人自由主義の爲の手段に用ひた。茲にコールの大なる獨創性を見得ると信ずる。機能主義はプラトーン以來倫理學說の支配的原理となつたことがあるが、コールによればそれは明かに倫理學說として不適當である。蓋しこの説は教へて、各個人は自己自身の利益そのもの又は彼自身の自己發展や自己表現そのものを

追求すべきにあらずして、彼がその一部として構成する所の社會的全體の中に於て彼に割當てられたる機能を具現すべしと言ふ。短言すれば各個人は索離的又は純個人的目的を追はずして同時に超個人的なる或物に彼を關係づける所の目的の爲に努力すべしと言ふのであるが、これではコールの根本思想たる個人主義の否定である。即ち一切のデモクラシーの否定となるはもとより、「目的」又は歸趣としての人格そのものの否定となつて、人間價値の大部分は社會の光榮化と擬人化の中に消滅し、生活の個人的方面が残酷に共同的要素に服従せしめられる。故に機能主義はコールにとつては倫理學說即ち「個人的行爲を規定すべき原理」としては不適當である。

然しながらその然る所以はコールによれば各個人が眞に實現すべき機能を有しないからではなくして、寧ろ個人は多種多様の機能を有するものであり、正に此等の機能を比較し選擇したるものを多くの社會的及び個人的諸機能の中の適當なる地位に置くといふ點に、吾人の自我が「如何なる機能をも超越する選擇原理・調節原理」として現はれるが故である。社會的機能が個人を決定するにあらずして、個人が社會的機能を決定する。かくの如く自我の核心は機能を超越するが故に、機能主義は倫理學說としては不適當であるが、社會組織の原理としては基本的に重要である。機能主義は前者に於ては超個人主義に役立ち、後者に在つては個人主義に用ひられるからである。



既に述べたる如く人々は共通の欲望充足の目的の爲に結社を造り又は結社に入るのであるが、此の目的こそ結社の機能の基礎である。又あらゆる制度もその目的を有し、此の目的が制度の發展の主たる針路を決定するものであるから、此の目的の達成が其制度の機能の基礎を爲す。かゝる機能はそれが有效なる爲には、又理解し得る爲には必ずや特殊的でなければならぬ。而してこれこそ機能主義がコールにとつて社會組織に妥當するも個人に妥當せざる根據である。蓋しコールによれば「個人は其本性に於て普遍的である」——普遍的なればこそ特殊を超越しつゝ之を比較し選擇することを得る。個人は自己の目的と欲望、その行爲と行爲の方針を、自ら特殊化するが故にこそ特殊であるとは云ひ得るけれども、彼自身は特殊化せられることが不可能であつて、従つて機能の言葉を以て言ひ表はさるゝことを得ぬ。之に反して結社は其の本質上機能的・特殊的・有限的であつて普遍的に非ざるが故に人格ではない。ギョアケ、メイトランドの唱ふる如き實在論的又は倫理的意味に於ける社會人格説はコールにとつては誤りである。機能主義が社會學說として妥當する所以は、各個人は自己の選擇したる特殊の機能によつて、特殊の機能的結社に加入すれば、然らざるよりも多くの奉仕を爲し多くの享樂を受くることが出来るからである。個別主義は能力と所得とを増大するからである。かくて結社は徹頭徹尾手段であつて、自己目的又は窮極の實在ではない。

然るにコールにとつて機能主義は單に上の如き意味に於ける個別主義に盡くるものではない。寧ろかゝる分離の原理としてよりは統一と協調の原理として重大であると言ふ。既述の如く社會の發達と價值は、共同社會の中に結社が廣く行き互れることと、有效なる協調を保てることに存するのであるが、かゝる協調は機能主義によつて始めて可能である。即ち「各結社が夫々獨特の機能を營み、而してこの獨特の機能が相互に補足的なる時にのみ可能である」と言ふ。かくてコールは其社會學說に價值の觀念を導き入れたと自ら言ふ。即ち各特殊結社の目的を、全體の中に於ける且つ全體に對する社會的價値の光の下に批判する立場を採るのである。

此の觀點は既にルウソーが主張したものである。彼によれば全體としての社會内には、特殊の利害と規約によつて組織せられたる目に見える部分的の小社會と、組織を有せず従つて明瞭に目に見えざる部分的團結が無數に存在し、而してかゝる部分社會の意志はその成員に對しては「普遍的」であつて、成員の共同意志を代表するものであるが、全體社會に對しては「特殊的」であつて對立關係に立ち、全體の利益を無視する傾きを有する。従つてルウソーは部分社會が彼の「國家」内に存立することを許容しなかつた。是れ部分を全體に照合して批判する價値觀點に立脚したからである。

コールはルウソーと同じくこの部分社會が全體に對して且つ相互の間に於て多元的に對立する危険



を十分に知り乍ら、然もルウソウの如くに之を恐れぬ。蓋し機能主義と多元主義はコールの個人自由主義の論理的の系を爲すものであり、而も實踐的には社會全體に豊富なる奉仕を爲すものだからである。故に彼は曰ふ、結社が自己の成員の利益のみを追及するといふ單なる事實だけを見て、其結社を反社會的なりといふことを得ぬ、其然る場合は唯だその利益追及の方法が他の人々の善を侵害する場合に於てのみである。而してかゝる侵害の生ずる場合は一結社の目的が他の結社の目的と衝突し、從つて兩者共に其目的を充分に達し得ざる場合か、又は其目的が成員若くは其結社以外の人々の個人的自由と衝突する場合のみである。從つてコールにとつてはかゝる衝突を回避し得られさへすれば部分社會の存立は恐るゝに足らぬ。然らば如何にすれば此の回避が可能であらうか。茲にコールはルウソウと同じく價值觀點に立脚し、各結社を或決定的なる標準に從つて評價せよといふ。而してその標準は、その結社自身の成員のみならず、結社外の個人と他の結社及制度全體と——兩者を合せたるもの即ち結局共同社會——に置かなければならぬといふ。而してかゝる標準によれば、凡そ結社の機能は共同社會に役立つ機能であり、全體に照らし合はせて「選擇せられ且つ協調的關係に置かれたる」社會的機能でなければならぬ。茲に全體が部分に先立ち、コールも亦ルウソウの如く全體主義に嚮導せらるゝものの如く見える。が彼は最後迄個別主義に立つ。曰く、如上の選擇は純科學的基礎を有し得

ぬ。何となればそは手段の問題たるのみならず、目的の問題であり、目的は個人的評價の準繩と、個人が欲する社會的生活の様式によつて決定せられるからである。從つて結局主觀的に意見の相違あるを免れぬといふ。ルウソウは「普遍意志」(volonté générale)は個人の内に内在するが而も同時に個人を超越して、之に對して規範的に作用するといふのであるが、かゝる超越的規範は到底コールの承服する能はざるものである。

然らば各部分社會が客觀的規範を認めず、悉く主觀的・特殊的に對立しながら、如何にして協調することが可能であらうか。コールは英國政治思想史の世襲的遺産たる勢力均衡説を採る。

先づ根本的に重大なることは、諸々の機能的結社の間に明確なる分野の區劃を樹て、他を侵害することなくして全體に獨特の貢獻を爲さしめることである。即ち正義(justitia)の原理を出發點としなければならぬ。然るに此の區劃づけは合理的なる constitution-making によらずして、經驗によつて種の歴史的・實踐的條件を顧慮しつゝ決定しなければならぬ。加之餘りに苛酷なる限界を強制してはならぬ。然らずんば結社は機械に非ずして發展するものであるから、禁壓に反抗して發展し、豫期の協調に達することを得ぬ。故に少くとも社會的協調と兩立する範圍に於ける結社の自由と結社的行動の自發性を許すことが必要である。かくて一方に於ては結社の個別性と多元性を認容する。



然るに此の自由放任主義には勿論危険が伴ふ。即ち二種の倒錯 (perversion) が生ずる。第一は對立 (opposition) であつて結社の意志がルツソーの意味に於て「特殊的」となるのみならず、其目的又は方法が反社会的となる場合である。例へばコールによれば財貨は消費の爲に生産せらるべきものであるのに、専ら生産團體の成員の利益の爲に生産せらるゝが如き場合、又は軍隊警察等の秩序維持は全體の社會の爲のものであるのに、或る特殊の階級の爲にのみなさるゝが如き場合は之に屬す。第二の倒錯は混同 confusion であつて、二個以上の結社が同一目的を企つる時に生ずる。例へば、一結社が故意に他の結社に屬する機能を遂行せんとする時、又は一機能が二個以上の結社の境界線上に存在したり、若くは元々異なる機能を有せし諸結社が同一機能に向つて發展し來れる時などに生ずる。第三に對立と混同が併起する場合がある。

第二の混同は合併によつて解決せらるゝこともあるが、之を誤る時は混亂を生ずる。凡そ倒錯の起る場合は、他の結社が反對倒錯を起して之を相殺することによつて、バランス・オブ・パワーを取戻す必要があるとコールは言ふ。例へば國家が政治的機能の倒錯を爲す場合に労働者が産業的機能倒錯 (直接行動即ち罷業) を爲して之に應ずる必要がある。然し乍ら機能の倒錯は常に其自體としては惡であつて、遂には革命を惹起する虞れあるものなれば、更に徹底したる解決方法を準備しなければなら

ない。此の準備こそコールの唱へんとする機能的社會組織である。而して是亦勢力均衡組織である。コールは一方常に個物に自由を與へながら他方その個物間の相互牽制によつて、勢力の均衡を保たしめんとする。之を説くには豫め諸々の結社とそれの機能を明確に決定しておかなければならぬ。

#### 四

コールは結社の種類を(一)その機能の内容によつて、政治的、生産的、消費的、宗教的、互助的、慈善的、社交的、學究的結社の八に分ち(完全枚舉にあらずと自らいふ)、(二)機能遂行の方法によつて經營的と宣傳的の二に分ち、(三)重要性・非重要性の差別を立て、前者には唯だ經營的結社の中の政治的、生産的、消費的結社の三者のみを數へ、其他の凡てを非重要結社に屬せしめる。

今、後に説く機能的社會組織の理解に必要な限度に於て二三の結社とその機能とを説明して置きたい。

先づ最も多く問題となるは「政治的」結社の概念である。コールは略々之を廣狹二義に用ふ。狹義に於ける「政治的」とは人々の一般的なる關係を指す。即ち「人々が共同社會的に共存するといふ事



實より直接に生じ且つ社會組織に組織化せられ得る所の人的關係」をいふ(六七頁)。例へば、夫婦、犯罪者、狂者等に關する關係是れである。而してかゝる關係を取扱ふ機能的結社はコールによれば國家である。茲に直ちに明かなるが如くこの狹義の「政治的」結社の概念は、國家が現在行ひつゝある多種多様の機能を限局し其機能倒錯を是正して、眞の理想的又は理論的の國家として、機能的社會組織の構成に參與せしめんが爲に、コールが意圖的に建てたる國家の本質的概念である。國家はかくの如く限定せられたる簡單明白なる特殊機能を遂じてのみ全體の社會組織に參與し得る。然るに現實の國家は見渡しのつかざる程多くの機能を行ひ倒錯を生じて、合理的なるべき社會組織を擾亂し人の自由を奪ひつゝある(後出)。次に廣義に於ける政治的結社には政黨、議會、反種痘同盟等が數へられる。是等もコールによれば或種の「政治的」利害に基く結社である。

生産的結社 (vocational association) は「財貨の生産、分配、交換、若くは勞務の給付を司り、又は之に直接附帶する問題・行爲を取扱ふを直接主要の目的とする」結社であつて、手の勞働者より技手、技師、雇主、商人、資本家に至る迄の一切の職業者の結社である。勞働者組合、雇主組合、有限責任會社、英帝國生産者協會、英國醫師協會、英國教員協會等之に屬する。生産的結社も亦機能的倒錯を爲せることは後に説く。

消費的結社 (appetitive association) は生産的結社の提供する財貨又は勤勞を正當なる條件の下に獲得することを主たる目的とする結社であつて、消費組合、鐵道定期乗車券所有者會、瓦斯使用者會、教育上の父兄會等は是れの例である。消費的結社は生産的結社に對して、買ひと賣り、需要と供給の補足的關係に立つものであるが、思想の流派によつて、その孰れかの一に甚だ異なる重要性が與へられる。コレクテイヴィストの如きは消費に重きを置き國家及地方官憲を消費者の結社と看做し、コンミニュニストはコンミュニオンを生産者の結社と看做す。その結果は亦倒錯を惹起する。

右の如き結社及宗教的、互助的等の結社はある仕事を爲すことを目的とするが故に經營的結社である。例へば國家は統一黨、自由黨、労働黨又は諸黨合同等の孰れによつて統治せらるゝを問はず、或事業を遂行する事とその主要任務とするものである。然るに宣傳的結社は或事業が遂行せらるべき特殊の方法の提唱、特殊の意見の發表、特殊の政策又は組織の宣傳を目的とするものであつて、或意味に於て自己消滅を目的とするものである。もしかゝる特殊政策が完全に實現せられて、而も尙無爲に存續する時は所謂 atrophy となる。

特殊の宣傳的結社其自體は社會的に「重<sup>エッセンス</sup>要」なるものではない。唯だ或重要なる經營的結社が atrophy 又は perversion を惹起したる場合に、之を眞の機能に戻す爲、又は新結社を設立する爲に一



時的に重要な手段となり得るのみである。但し茲にコールの「重要」といふ意味は、決して道德的評價に基くものではなくして全然社會的評價に基く。即ち社會的價值より見て、全體の社會組織の構成的部分コンポーネントを爲すべきものと然らざるものととの區別である。又は社會の統一ある活動にとつて不可缺にして、之なくしては社會が片輪たるが如き機能を營むや否やの相違に基く。此の觀點より見れば宣傳的結社は重要結社ではない。蓋し宣傳なるものは一般的には重要であり、又上述の如き機能倒錯を批判是正する特別の場合には必要であるが、特殊の宣傳的結社その者は不可缺の社會的機能を直接に遂行するものに非ざるが故に重要結社に屬せぬ。

従つて重要結社は經營的結社の中に之を求むべきであるが、社交的、互助的、慈善的、學究的等の結社は是なくして社會は動いて行かれる。又宗教的結社は他の觀點よりすれば非常に重要なものであるが、その本質上専ら精神的機能を司るものであつて、コールの統一的機能的社會組織の構成的要素を爲さぬが故に重要結社に屬せぬ。

然らばコールの謂ふ重要結社は政治的、生産的及び消費的結社の三者に過ぎぬ。此の三者のみは社會組織の不可缺の方面を取扱ひ、共同社會の成員の不可缺の「利害」に關係し、深く根ざせる結社の本能に基くものである。而して後に説く如く、コールの機能的社會組織の調節團體を構成するものは此

の三者のみである。然るに此の大組織を構成する爲には、各結社は先づ機能倒錯を止めて、「一結社一機能主義」の理想を實現してゐなければならぬ。然らば現在如何なる結社が最も多く機能倒錯を惹起してゐるか。

## 五

先づ生産的結社を見る。今日生産に従事する人々は、コールによれば、社會的機能を遂行せんが爲に統一ある全體に組織せられずして、相互に搏撃する團體に分裂してゐる。其最も顯著なるものは言ふ迄もなく労働者組合と雇主組合との對抗であるが、その中間には尙支配人、事務員、自由職業者等の日和見的團體が散在して、全體の社會を分裂せしめてゐる。かくの如く二重にも三重にも結社が組織せらるゝことは、力の空費であるのみならず積極的に有害である。空費である所以は共同社會の奉仕に必要なエネルギーが無益不毛なる闘争に向けられ、機能倒錯を惹起せるが故である。有害なる所以は經濟的領域外の社會組織を荒廢に歸せしめんとしつゝあるからである。例へば國際商業競争は戰爭を惹起し、國內産業上の分裂は勞資雙方の團體をして議會に直接代表者を出さしめて、政治界に



迄も彼等の經濟的鬭争を擴張し、最後に全國民舉つて勞資孰れかの旗幟に左袒して、全體としての社會を經濟的争議及階級鬭争の修羅場たらしめんとしつゝあるからである。

かくの如く現在の社會が經濟的階級に分裂し、經濟關係が一切の社會現象を決定せる事實に顧みてマルクス及びエンゲルスは古來の歴史を經濟的階級鬭争の歴史と看做し、社會組織の中に於て經濟組織に最大の價值を置く。「社會の經濟的構造は一切のものもの實在的基礎であつて、之の上に司法的及び政治的上層組織が建設せられる。短言すれば生産の形式が社會的・政治的及び知的生活一般を決定する」とマルクスはいふ。是れ經濟的史觀に基く社會學說であつて、コールが自己の機能的社會學說を唱ふるに當つて、是非とも之に對して態度を決せざるべからざるものである。

コールはマルキシズムの一半を裏書するけれども、他の一半を排斥するといふ態度を採る。

現在の社會組織が大部分經濟關係によつて左右せらるゝこと、現在の社會的混亂が經濟上の不平等と階級鬭争に基くこと、従つて經濟的考慮が社會學說に最も重大なる基礎を供することは、コールにとつても全然眞理である。此の觀察に於て「余は全然マルキストである」とコールは言ふ。然しながらコールの斷然承認することを得ざる一半は、現在の勞資の對立が止みても、尙經濟組織が社會組織の主權的地位を占め、國家其他の上層組織を左右し又は消滅せしむべしといふことである。

詳しく言へばこの社會觀はコールによつて二種の誤謬を含む。(一)それは非經濟的結社の現實の活動と活動方法とが經濟的條件によつて決定せらるゝことを證明するけれども、非經濟的結社の形態が同様に決定せらるゝことを證明せぬ。例へば著名なるマルキストたる William Paul ("The State: its Origin and Function")は、結社としての國家は資本主義の政治的表現であつて、資本主義の崩壊と共に消滅するといふが、此際彼が證明することは、資本主義が優越的社會形態として存在する限り、國家は餘儀なく資本主義の命令を實行し、現實として資本家階級の優越的經濟力の政治的發現であるといふに止まる。然るに彼が證明せざることとは資本主義の崩壊と共に國家も亦消滅するといふこと、又は資本主義の經濟的壓迫が除去せらるゝや否や、國家は自己の眞機能を遂行することが出来なくなるといふことである。コールにとつては、現在の資本主義の下に起る現象は他く迄も國家の眞機能の一時的倒錯であつて、資本主義が止む時には國家は消滅せず、却つて其眞機能の實現に努めるであらうといふ。(二)勿論現在の國家は事實に於て大部分「資本家階級の事件を管理する執行委員會」であつて、コールは其眞理を充分に認めるけれども、而も全然さうであるとは認めない。機能の倒錯は尙國家の眞機能の一切の徵表と痕跡を失ふ迄には到つてをらぬ。コールは前掲の如く資本主義の條件の下に於てすら、合理的に秩序づけられたる社會内に於ける國家の本質的機能を與へたし、又如何なる



經濟制度の下に於ても、國家は經濟的ならざる機能を引續き遂行するのみならず、經濟的原因による國家の機能倒錯は國家の一切の行爲に迄尾を曳くものではないといふ(一四九頁)。

茲に於てマルクスに對する——延いては經濟的結社に對するコールの態度を決定することを得る。現在の社會の事實に對するマルクスの觀察は大部分コールにとつても正しい。然し乍らそれは倒錯といふ一時的現象であつて、この現象が消滅すれば、國家其他の上層組織は消滅せずして却つてその眞機能と存在權を見出す。別言すればコールはマルクスの唯物觀を棄て、一種の唯心觀を採る(一五四頁)。コールは曰く、通常の「政治學說」は社會組織の經濟的側面と構造を看過したので大なる缺陷を藏したが、他方マルキシズムは經濟組織を直ちに全體としての社會と同一視し、未來の社會に於ては經濟組織を以て直ちに國家に取つて代はらしめんとする點に於て難問に逢着する。兩者の場合に於ては機能組織は消滅するか、又はそれは倒錯を惹起せる一結社の認容の下に於てのみ僅かに從屬的組織として存在するに過ぎぬと。而してコールは此の兩極端を避けて、經濟的勢力の偉大さを充分に認容しながら、而も之を一定の機能の限度内に制限して、全體の共同社會の奉仕に參與せしめんとするのである。是れコールの窮極目的たる自由の實現の不可缺の前提だからである。

各結社が個別的に其機能を發揮しながら、全體としての協調的社會組織を實現せんが爲には、コ

ールにとつても勿論社會主義——而も「ギルド」社會主義が實現せられなければならぬ。現在の如く富と經濟的身分の大なる不平等に基く社會的溝渠が存續する限りは、各結社の機能活動と協調を期待することは無益であるとコールはいふ。而してかゝる現在の疾患を治癒せんが爲には、闘争すら必然且必要なりといふ點に於て彼も亦マルキストである。コールによれば現在かゝる闘争に従事せる人々を決して非難すべきでない。闘争は社會に現存する階級の差別と、經濟上の不平等の必然的結果であるのみならず、亦より良き状態に到達せんが爲の唯一の手段である。蓋し支配的經濟階級の歴史を顧みるに、凡そ新興經濟階級が彼等よりもより、強力となつて壓迫を加へたる場合の外は、彼等は決して自己の地位を棄てたことがないからである。コールは現實の病患の認識、その根絶の爲の不可避の手段の考案に於て飽く迄も現實主義者である。

然しながら此の現實を改造したる後の状態に就いては、コールはマルキストに反して理想主義者——彼自身の語でいへば「唯心」主義者であり、否、微かながら、十八世紀風のユートピアンの色調をすら曳いてゐる。

抑も現在に於て唯物觀が重きを占める所以は、勿論經濟的闘争の事實に基くのであるが、コールは之を分析して、「パンのための闘争」と「權力のための闘争」に分ち、前者は又シヨリアンマルクイストリヒエーション缺乏と不平等分配



によるといふ。缺乏とは生産力が不足して財貨の供給が眞の必要を眞に充足し得ぬことをいふのであつて、かゝる缺乏が存続する限りは、如何に完備せる社會組織を實現するとも、常に經濟問題が吾人を悩ますであらうといふ。コールはかゝる缺乏が如何にして除去せらるべきかは説かぬ——勿論機能主義に基づくギルド・ソシアリズムは或點に就いて大に之に寄與すると主張するであらうが、若し缺乏が除去せられたりすれば、不平等分配は何等かの形式の經濟組織によつて除去せられるであらうとコールは云ふ。例へば Hilaire Belloc ("The Servile State") 及び其一派 (e. g., J. E. F. Munn, N. J. Sievers, and R. W. T. Cox, "The Real Democracy") の主張する「英雄的」改造案即ち小自作農的分産主義も Collectivist, Communist, Syndicalist, Guild Socialist 等の提案も均しくこの經濟的不平等を撤廢せんことを目的とするものである。コールにとつては「不平等の撤廢」のみならず「自由」の實現が問題なるが故に、當然各個人が經營に參與する「ギルド」ソシアリズムでなければならぬ。但しこのコールの「社會學說」なる著書は自らいふ如く經濟論又は道德論を説かんとするものではなくして、唯だ社會學說及社會組織の觀點よりして「自由」と社會主義との提携の問題に觸れてゐるに過ぎぬ故に別に、彼獨特の「不平等撤廢」方策を主張せぬ。

然しながら唯物思想の第二の基盤たる「權力のための闘争」はコールによれば唯だ「ギルド」ソシアリズムによつてのみ除去することを得る。抑も權力闘争は必ずしも經濟的現象ではないのであるけれども、經濟界に於ては「産業のコントロール」を握らんとする經濟的階級間の闘争となつて現はれるのである。従つて之を除去せんが爲には、産業の關係者全體が機能的に協働的に管理權を握らなければならぬ。是れ周知の如く「ギルド」ソシアリスト獨特の主張である。かくて經濟的平等と民主的・機能的管理制度が完成せられるならば、始めて唯物主義を捨て、コールの理想主義を實現することを得る。

コールは唯物主義に對して曰く「かくて經濟的階級と經濟的闘争が廢滅に歸すれば、マルクスの説は最早妥當せず……經濟的考慮はその眞實ではない所の混亂したる偉大さを失ひ、生産的結社も他の結社中の一結社としての地位を保留するに止まり、全體としての協調組織に參與するであらう。現在社會の現實經濟組織が吾人に強制する技巧的・唯物的社會觀に代ふるに唯心的評價を以てすることを得るであらう。一度社會活動の經濟的方面を合理的に機能の線に副ふて組織する時は、吾人は平素經濟的事件を念頭より去り、他の事件に興味を持つことを得るであらう。勿論經濟的事件が其重要性を失ふべしといふのではないが、然しそは今より適かに少なき注意を惹くに止まるであらう。人間と同じく結社も制度も常に自己の常態を離れる時に最も多くの注意を惹く。吾人が専ら經濟に没頭



せる所以は唯だ經濟組織が病めるが故に過ぎぬ」と(一五三—四頁)。

茲にコールの謂ふ唯心主義又は唯心的評價とは、素よりマルクスに對するヘーゲルの唯心主義の意味ではない。初めに叙べたる如くコールの個人自由主義を指すのであらう。如何に經濟的不平等と階級闘争が撤廢せられたとて、個人の自由が尙壓迫せらるゝ社會はコールの理想に副ふものではない。「成程社會は或意味に於て walk upon its belly する」が、經濟的平等が實現せられて口腹の問題が實現せられても、人の自由が蹂躪せらるゝ社會はコールにとつては無價値である。然るに個人自由が保證せられんが爲には、各結社が明確なる一機能を嚴守して、之に屬する成員の創造と享樂とをマキシマイズすると共に、之に課する義務を結社の機能遂行に要する限度内にミニマイズしなければならぬ。全體の社會組織亦機能の線に副ふて要求と奉仕を爲しつゝ、統一ある全體を建設してこそ個人自由を保證することを得る。之が爲には諸々の結社の機能倒錯を是正して、一結社一機能主義に引戻さねばならない。而してコールは先づ生産的經濟的結社の機能倒錯と之を過大視する唯物論を批判して、其れにその所を與ふると共に、その所以上のものを奪ふた。生産的結社も單純に生産といふ機能を代表することによつてのみ、即ち單に「諸結社中の一結社」としてのみ、全體の協動的・機能的社會組織に參與し得る。

「かくて闘争の要素と闘争的結社形態とが機能的統一に齎らされて、始めて社會の經濟組織が其眞機能を適當に遂行することを得る。その結果は現存經濟的結社の或者を廢止し、他の者の根本的改造を伴ふであらう。雇主組合及び労働者組合の如きは攻撃防禦的組織としての地位を棄て、結社の大部分は寧ろ社會奉仕を其動機とするであらう。産業に従事する人々は最早對抗的陣營に分裂せずして、社會的生産組織としての機能の共同遂行に結合するであらう」(一五五頁)。かくて始めて亦個人自由と社會的平和とが實現せられるのである。

## 六

英國に於て凡そ包括的なる社會學說を建てんとする爲には、社會組織の中に於ける教會の地位を確立せずには置く事は不可能である。英國古來の國家と教會との闘争は既に影をさめたとは云へ、現代社會に於ける教會の地位は決して解決せられたとは云へず、Roman Internationalは尙存續するし、國立教會と「自由教會」とは尙重要なる社會的争論の中心たり、最近に於ては Iaski ("The Problem of Sovereignty," 1917) Figgis ("Churches in the modern States," 1911) 等は教會の獨立主權を唱へ、コ



ルの社會學說亦深くその影響を受くる事は自ら告白する所である。

過去特に中世に於ける教會と國家との爭論の中心は、コールによれば世俗的權力の問題であつて、法王が一切の基督教徒社會に對して神の代官たる地位を要求したのに由來したのであつたが、現在に於ては精神界に於ける教會對國家の關係が中心である。

かくて先づ問題となるは國家と國立教會との關係である。抑も國立教會は其贊成者より見れば、國家が教會の精神的使命と社會的機能を認容することを意味するのであるが、事實に於ては今や續々國立教會員に非ざる人々によつて用ひらるゝ國家の俗世的權力が、自己の手に精神界の指導者の任免權を獲得する一手段であり、國家が教會の上に支配的地位を占めんとする一方法である。成程國立教會は他の教會に優越する地位を認容せられるけれども、この疑はしき利益に對して、その自律性の尊き部分を喪失しなければならぬ。かゝる状態が持續するのは唯だ、現在に於ては國立主義が國立教會員たらざる人々に特別の害を與へず、他方教會員より見れば如上の特權的地位を享受するか、又は經濟上の利益を受くるからである。故に國立教會内に勃興しつつある「Life and Liberty movement」は精神上の自律性に對する要求を充分に認めるにも拘らず、尙國立主義に固執するが、國立主義は今日の狀態に於ては、自律性と兩立することを得ぬ。コールの機能的自由主義にとつては、國家が教會

を支配することは機能倒錯であり、教會が尙かゝる恩恵に囁りつくことは自ら自由を賣るものであらう。徹底して云へばコールは斷然國立主義の廢止(diseestablishment)を叫ぶべきである。但し「社會學說」の中に於てはかゝる特殊の方針は唱へない。

次に問題となるはかゝる國立教會と他の教會の自由及び個人の自由との關係である。抑もコールによれば國民の大多數が單一の教會に歸依する處に於ては、國立主義は全く論理に協ふ。蓋し國立主義は國立教會の使命を社會的に公認するものと看做し得るが、抑も教會は唯單に「私的」事件のみに關係し得るものに非ずして人々の社會的・結社的生活にも密接に不斷に關係するものであつて、此の世の事件を取扱ふことと比例して「來世」の事を有効に取扱ひ得るのである。此の社會的性質の故に教會は、多數の信者を有する時は、社會組織の一内屬的部分として公認せらるゝ權利を有するのである。

然し乍ら「國立主義」とは從來、一地域内に於て一教會のみがその社會的性質を排他的に公認せらるゝことを意味した。之はコールの對等的・聯立的社會組織を主張する立場より云へば、許すべからざる特權である。公認權が教會の社會的性質に基くものとするれば、此の權利は此の性質を有する一切の教會に擴張せらるべきである。「機能主義は一切の教會が平等の基礎の上に公認せらるゝことを含む」とコールはいふ。かくて國立教會も自由教會と同じく普通の結社として平等に社會的機能を果すべき



である。

然しながらかく多種多様の教會が對等的に併立する時は茲に直ちに難問が生ずる。他の種類の結社は相互補足的であつて、自然的に相寄つて協働と聯合會議を造る基礎を爲すものであるが、教會は相互に排斥的で大同團結を嫌ふものであり、その各個が夫々唯一の眞の教會たることを主張する。而してコールによればそれは當然である。仍て機能的社會組織内に於ける教會の公認權は實際に於て何を意味するか。又は他の語を以ていへばかゝる社會に於て、教會が獨り國家に對するのみならず、他の様々の重要結社とそれらの調節團體に對する眞の關係如何の問題が生ずるのである。

この問題の解決の爲に、コールは先づ教會の眞の機能とそれに固有の社會力を決定する。教會の本來の機能は嚴密に宗教的・精神的でなければならぬ。そは「神の精神の概念を明かにし之を地上に實現する」にある。而してその用ふべき固有の社會力は精神力であつて、人の心の上に振はるべく、斷じて肉體の上に用ひられてはならない。之に反し政治的及經濟的結社の用ふべき力は物質力である。然るにコールの唱ふる社會の調節團體は物質的強制力に關係するものであるから、教會はかゝる團體の成員たることを得ぬ。かくてコールは教會を聯合會議より除外する。

茲に於て最後の問題は精神力と物質力との關係となる。之に對してコールは直ちに結論を引出す。

即ち此二種の力は本來「組織し得べき關係を有せぬ。」其關係は形式的聯合を伴はぬ所の協働である。教會はその根本的なる精神的性質を失ふことなくしては社會の聯合組織に入ることを得ぬ。唯だ多くの問題に就て協働關係に立ち得ること、例之宗教上の結婚を民事上認容する場合の如し。教會と他の結社との關係に就ては協働が本質的であつて、聯合は兩者の眞性質の混亂を伴ふものである。この事はコールによれば教會の孤立又はその社會的性質の放棄を意味せぬ。孤立に非ざる所以は充分なる協働の必要が存続するからである。放棄に非ざる所以は、教會——凡ゆる眞の教會——が其自體 Universitas (ギアアケによれば自己の上に優越者を認めぬ完全社會)であつて、聯合を不可能ならしむるからである(一七七頁)。故に宗教的結社と其慣行の充分なる自由が必要なるのみならず、充分なる自治とその經營・任免・教議・儀式に對する干涉よりの完全なる自由が必要である。かゝる分離によつてのみ教會は充分なる自由の獲得と其精神的機能の適當なる遂行が可能となる。政治的・經濟的結社は其自身の法を有すべく、教會亦自己自身の法を有せねばならぬ。兩者は相異り矛盾することすらあり得る。然し乍ら異なる立場に立つが故に闘争せず、若し矛盾する場合には自己の歸順を選ぶべきものは各個人である。個人は屢々精神的の非難に浴するよりも寧ろ物質上の刑罰を選ぶことさへあるは歴史が之を證明する。茲にコールの個人自由主義の社會觀が教會に對しても明白に唱へられてゐる。



る。曰く「有組織社會たる教會は精神的機能の獨占者たり、又は精神的知慧クワイズドムの唯一の貯藏者たる事を得ぬ。他の領域に於けると同じく此領域に於ても、亦個人が精神的知慧又は非知慧の窮極の貯藏者であり、唯だ彼の知慧の一部分のみが教會に組織化せられ得るに過ぎぬ。……多くの精神的なるものが一切の教會の組織化的勢力を逃るゝ事、多くの物質的なるものが政治的經濟的及他の本來物質的なる結社の手を逃るゝに同じ。他の領域に於けると同じく精神界に於ても、個人が窮極の實在であつて、一切の結社は個人の中に建設せらるゝが、如何なる結社も此の個人を吸収し盡くし又は完全に表現することを得ぬ」と(一七九頁)。かくて諸教會間の關係は平等的併立のとせられ、教會と他の諸結社との關係は唯だ協働的であつて聯合を作らず、從て教會はコールの機能的社會組織の窮極の調節者たる聯合會議より除外せられた。凡ての教會は物質的強制力を捨て、勢力均衡の操縦者たることを止め、靜かなる共同社會の一隅にあつて、個人の靈の救済に當るべきである。

## 〇七

コールはその理想的社會組織を建設せんが爲に、生産的結社の過當の要求を抑へて、其固有の機能

に戻し、教會より物質的強制力を奪ふて社會組織の調節者たる地位より排斥した。次には國家の眞機能を決定しなければならぬ。現代に於て最も多くの機能倒錯を爲し、協調的社會組織建設の妨害を爲せるものは國家である。然るにコールの機能主義社會學の立場より觀れば、國家も亦結社の一に過ぎぬ。「それは如何に重要なものたりとは云へ、結局高々最大なる又は最永久的なる結社又は制度たるに過ぎず、而も此の地位に對する國家の要求すら慎重に批判しなければならぬ」(八一頁)。

かゝる批判の根據はコールによれば國家の構ストラクチュアル・リンシップ成原理より得らるゝものである。而してコールは此構成原理をデイスボテイズムとデモクラシーの二種に分ち、前者には支配權の神賦說、被治者の利益說、及び被治者の承認說を含ましめ、後者は勿論承認說に基かしめる。然るにコールによれば前者は結局承認說に還元し得る。蓋し第二の被治者の利益說に於ては、承認は被治者の現實意志アクチュアル・ウィルを以て爲されたのではないけれども、實在意志リアル・ウィル即ち「より良き自我」の承認に基くものといひ得るからである(コールは利益說の中に功利主義を數へず、ボザンケの如き形而上學說のみを指す)。第一の神權說も亦、若し神が或る一人を君主たらしめんと欲したのならば、人民の「より良き自我」が亦之を欲したるものたることは當然の結論である。其故にデイスボテイズムの論理も結局は承認說となり、從つてデモクラシーの論理と同一に陥らなければならぬ。かくてコールは當然ファイルマー等の神權說に



對抗して唱へられたるロックの承認説を國家學說として取り、反之ルウツト、ボザンケ等の「普遍意志」説、「實在意志」説に基く國家學說を捨てる。

ノールは Bosanquet ("The Philosophical Theory of the State," 1899) の「實在意志」に基く形而上學的國家學說を評して曰ふ。若し何人かの現實意志とは異なる所の實在意志なるものに基く國家學說が採用せられたならば、被治者の現實意志による政治即ちデモクラシーを主張する一切の議論は顛覆し、社會組織の性質を研究する企ても一切空に歸するであらう。何とならば吾人は現實意志の内容は或程度まで認識し得るが、實在意志の内容は之を計量する方法を有せぬ。即ち吾人は吾人が善と信ずるもののみを知り得るのであり、之に基いて之が各人の實在意志の内容を爲すものと假定するのである。然らずんば——若し吾人が一切の善を知れりと信じ得ずんば——國家と其活動の偉大さに打たれて、斯の如くに大なるものは何でも善でなければならぬと跪坐讃仰するであらう。多くの理想主義者たる社會論者は實際之に屬する者であつて、彼等は實在意志の學說を社會學說に應用して、「在るものは正し」といふ大なる誤謬を犯すものである。之に就いてはノールは Hobhouse ("The Metaphysical Theory of the State", 1918) に現はれたる「優れた抹殺的批評」と全然同意見であつて、「現實意志が實在意志である。少くともそれは國家構成の基礎として採るに足る實在性を有すると假定し得る」とい

ふ(九三頁)。

ノールにとつては個人其者と其現實意志が窮極の實在であつて、更にその内部又は外部に非現實的なる實在的者を探索せぬ。然るにルウツトやボザンケは希臘以來の二元論を根柢に藏する考へ方であつて人性を理性と感性とに分ち、生滅極まりなき感覺に基く現實の意志は利那的・假現的・個別的であるが、理性に基く意志は永久的・實在的・普遍的であり、而して人の自由はこの假現的・個別的意志より實在的・普遍的意志に擴大するにありと考へ、且つかゝる普遍的意志の具現者又は把持者は國家なりと考へたるが故に、國家の成員たることは亦個人の自由の實現なりとの一元論に到達するのである。然るに後に詳論する如く、ノールはかゝる二元論より一元論に到達するにあらずして、個人の現實の欲求其者が實在意志たり、個人の好惡・愛憎の直接の表現其者が個人の自由である。従つて普遍意志は個々の個人的意志の多數決に基く總計、ルウツトの *voluntés de tous* の外にはあり得ず、もし之と異なる超個人的普遍意志を代表する團體たりと僭稱するものあらば、それは必ず個人の現實意志を壓迫し自由を奪ふものである。ノールはグリーンよりボザンケに發展したる唯理主義に對抗して、ロック以來の傳統的經驗論に基く個人自由主義を最後まで固執する。かくて國家學說はロックの如き承認説でなければならぬ。而も既述の如く唯だのロックの祖述にあらず、唯だの消極的承認に基くデモク



ラシーにもあらずして、成員の「積極的協働」(active co-operation)に基く新らしき「真」のデモクラシーでなければならぬ。之が爲には普通選舉が必要なるは當然であるが、更に進みて機能的代表制度(functional representation)を實現しなければならぬ。之を説く前にコールは先づ國家の眞の機能を確立して置く。

コールは「一結社・一機能」主義の立場より國家の本質を定義して、「一定の領域内の一切の居住者を含む強制的結社である」といふ(九五頁)。その基礎は領域的且つ包括的であつて、例へば労働組合が職業的にして任意的なるとは異なる。然し乍ら茲にコールの言ふ「包括性」は決して個人の全人格、全目的又は全状態を具體的に包括するといふ意味ではなくして、抽象的包括性、抽象的普遍性を意味する。即ち國家は唯だ成員間の差異性を捨て、その同一性のみを採り、唯だ人々の一切の種類及び状態に共通する事柄のみを平等に取扱ふべきものである。「國家は全部の成員を包括するが各成員の全部を包括せぬのである」(一三二頁)。

今、かゝる國家の本質より觀て國家の眞の機能内容を決定することを得る。コールは先づ現在國家の行ひつゝある多種多様の機能を批判して、その倒錯によつて獲たるものを奪ひ、眞の本質的機能を之に與へ、而して國家をも亦唯だ一特殊機能を遂行する一特殊結社として、全體としての協調的社會

組織に參與せしめんとする。先づ現在國家が行ひつゝある機能はコールによれば、經濟的、政治的及調節的の三に分れる。

(一) 國家が現實に行ひつゝある經濟的活動は、實に廣汎にして見渡しがつかぬ。そは一方に於ては工場法其他の社會的立法によつて労働者に最少限度の保護を與へんと努むると共に、他方に於ては金融家及資本家の商業的活動を規定し、トラスト及プロファイテアリングを制限すると自稱する。領事及び其他の特殊機關を用ひて外國貿易の便利を計り、工業上の研究を補助獎勵し、資本家階級の利益に關する法規を發布し、又自ら之と多くの形式的非形式的關係を結んでゐる。加之國家自ら郵便鐵道等を經營し、多數人民の直接備主となり、時としては屢々國家の被備人より政治上及び其他の資格を剝奪する。地方自治體の企業所有又は經營も之と性質を同じくする。更に過去の租税は單に行政に必要なる費用を支辨せんが爲に徴收せられたるものであつたが、現代國家は累進税等の方法によつて國民所得の再分配又は少くとも或程度の所得の平等化を企劃せんとする。過去に於てもマーカントイル・システムなる時代あつて、國家が多くの經濟的機能を營んだが、然しその前期即ち中世に於ては經濟的立法はギルドの手になり、その後期即ち産業革命時代は個々の資本家の手になり、従つて現代の如く驚くべき廣汎なる經濟的機能を營んだものではなかつた。



然るにコールの機能主義の立場よりすれば、國家の經濟的活動は明かに機能倒錯である。何となればそれは國家の取扱ふべき抽象的同一性を有せぬからである。經濟的活動は異なる程度及び仕方にて於て成員に影響を及ぼす。例へば炭坑が坑夫に對する關係は明かに他の人々又は他の一切の職業に對する關係とは異なる。又能率の點から見ても八百屋たる國家が爲す經濟的活動は拙劣無能なるが故に専門家たる機能的團體に之を任かすべきである。然るに消費の方面は如何。國家、地方自治體は地域團體であつて、地域團體は共同に地域の利用を享樂すべきものであるからして當然成員に平等に關係し、従つて國家の機能の中に落ちると考へられる。此の考へに基いてコレクテイヴィストは國家を消費者の結社と看做し、國家をして生産を統制せしめんと欲する。然るに生産はもとより消費すら人によつて異なるものがあるが故に國家權力の領域内には落ちぬとコールは云ふ。尤もコールも亦初期の作「Self-Government in Industry,」1917(一九一九年の訂正第四版については暫く間は)に於ては國家を以て消費者の團體と看做して生産者の團體たるギルドと對立せしめたが、「Social Theory,」1920及び「Guild Socialism restated,」1920に於ては消費を特別の機能的團體に司らしむるに至つた。

(二) 國家の本質的なる政治的機能は先に掲げたる如く、「組織化せられ得る直接の人的關係」を取扱ふもので、夫婦、犯罪者、狂者等に關する社會的規定である。然るに現實の國家は多くの政治的機能倒錯を爲す。例へば階級間の關係を維持し調節し、或階級に特權を與へ他の階級より資格を奪ひ、延いては階級支配をさへ現出せしめて居る。

コールによれば本質的的政治的活動は當然國家の機能である。而も唯一の眞機能である。何となればそれは各成員に共通に平等に關係し、國家の本質たる抽象的普遍性の特徴に協ふからである。唯だ國家の機能倒錯は斷然之を改めなければならぬ。然らずんば機能的協調的社會組織の成立を妨げ、個人の自由を奪ふからである。

(三) 國家の調節的活動とは、結社と結社、制度と制度、制度と結社との相互間の關係、又は國家自身と結社若くは制度との關係を取扱ふことをいふのであつて、友愛組合法、労働組合法、其他銀行會社、商事組合、俱樂部、宗教團體等に關する法規は之に屬する。新聞「New Age」の「National Guildsmen」なる署名の下に寄稿したる人々例へば S. G. Hobson 等は、國家に特別の機能を與へずして、唯だこの調節活動のみを其眞機能となし、又マクイッサーはコールと同様の政治的機能を國家に與へつゝ、然も尙其上にこの調節機能をも與へた。

然るにコールによれば調節活動は明かに國家權力の範圍に落ちぬ。而も如何なる結社の機能にも屬せぬ。何となれば何人も自己の判事たるべからざることは正義の原則だからである。蓋し先づ國家の



調節機能は多くの場合に於て、自己と他の結社との間の裁定をなすことを含むからである。次に國家が他の結社間の調節のみを爲すことも不可能である理由は、何人にも平等且同様に影響せざる多くの問題を惹起するからである。斯くて國家は共同社會内に於ける調節者としての權力に非ずとすれば、其は亦當然ソウエレンでもない。即ちそは他の結社と種類に於ける絶對的相違を有せぬが故に、他の結社又は個人に對して無限の權力を有するものではない。

かくてボザンケによつて一切の結社、制度を統一し調節すべき「社會の社會」「制度の制度」に高められ、マクイヴァーによつて尙「組織の組織」たりし國家は、コールの徹底したる機能主義によつて單に「結社中の一結社」に引下ろされた。そは經濟的結社と同様に「重要」な結社である。然し乍ら前者と同じく一機能を以て平等に聯合して全體の社會組織を築き上げべき一員たるに過ぎぬ。

然らば國家が調節者にあらず、主權者にあらずとすれば何者が然るか。これを考へる爲には先づコールの代表、調節、強制等の概念を知らなければならぬ。而して是等は凡て機能なる概念より演繹的に導き出さるゝ系である。

## 八

コールにとつて「代表」といふ概念は問題である。之を意志又は人格の代表と解するならば個人の自由は奪はれる。之を唯だ機能の代表に過ぎずと考ふるならば自由は保證せられる。故にコールは當然「機能的代表主義」(functional representation)を唱へなければならぬ。

コールはいふ「人は決して他人を代表することを得ぬ。或一人の意志は決して之を他人の意志の代物又は代表として取扱ふことを得ぬ」(一〇三頁)。何となれば各個人は既述の如く「意識と理性の中心點」であり、「自己決定力を有する意志」であり、「窮極の實在」だからである。「かくの如き意志のつが如何にして多くの意志の代りに立たしめらるゝことを得ようか。如何にして或一人が彼自身でありながら、同時に多くの他人たることを得ようか。若しこれが可能なりとすればそれこそ『奇蹟』であらう。然しながら我等の社會組織を臆說的奇蹟の上に基礎づけることは甚だ危険なる實驗である。」(一〇六頁)。惟ふにかゝる窮極の個體が他の同様なる個體によつて其儘模寫代表せられ得べしとは豫定調和説の如き形而上學的思想を背景に持つに非ずんば、到底考へ得べからざることであらう。經驗論的個別主義者たるコールにとつては個人は決して「全體として」代表せられず、代表せらるゝもの



は唯だ個人の一部のみである。眞の代表は「普遍的・包括的」ではなくして「スペシャル・インクワイアリー 特殊の・機能的」である(一〇六頁)。

抑も吾人の行爲は凡て唯だ特殊の目的を有し、従つて吾人は特殊の結社を造る。此際官吏、委員、代表者等の役員を設くるけれども、其は唯だ如上の特殊目的を共同に組織力を以て最もよく實現せんが爲に過ぎぬ。かゝる役員は決して自己の人格を以て他人のそれに代へ、又は他人の自我を代表すると僭稱し得べきものではなくして、唯だ狹隘にして明確に限定せられたる結社の特殊目的即ち機能に就いてのみ他人を代表するものである。かゝる機能的代表制度に於ては一人が多くの人々に取つて代るといふ問題は起らぬ。何となれば、代表せらるゝものは決して被代表者の全意志と人格ではなくして、彼等が「結社に捧げたる限りの部分」であり、而も「結社の特殊目的に關する限りの部分」のみだからである。代表者は決して人間即ち個人を代表するのではなくして、必ずや一群の個人に共通なる或特定の目的を代表するに過ぎぬからである。

かくコールは機能的代表主義を確立するや、之を以て直ちに現代の議會政治の誤謬を衝いてその廢滅を唱へる。

抑もコールによれば今日の代議政治は「バイランメンタル 個人が全體として代表せられ得る」といふ考へに基くもの

であり、現に議會は一切の人民を一切の事件に就いて代表すると僭稱する。従つて個人の自由を蹂躪して個人の権利と社會の福祉を毀損するものである。何となれば代表者が代表する目的が明確と限定を缺くに従つて、代表は虚妄となり、代表者の肆意が被代表者の意志にとつて代るからである。又異なる事件は異なる人物を要するといふ事實を無視して、發生すべき一切の事件を處理せんが爲に選出せらるゝ代表者なるが故に、實は何事に就いても何人をも代表してゐないのである。其故に特に腐敗し易く——殊に金權政治的勢力に服従し易い。加之凡ての事に拙劣である。

コールによればかゝる議會政治の缺陷を矯正し得る方法は唯だ一途あるのみ。それは即ち機能的代表制度である。詳言すれば “an association and method of representation for each function, and a function for each association and body of representatives” (p. 108) である。之を分析して言へば、(一)特殊の一機能に就いて特殊の一結社を造り、其役員をして唯だ此の一特殊機能に就てのみ成員を代表せしむべし(「一結社一機能主義」)、(二)かゝる結社はその特殊機能に關してのみの代表者を送つて、「聯立的機能的代表團體の組織」system of co-ordinated functional representative bodies)を造り、以て單一全能の代表議會に換ふべし(「機能的聯合主義」といふことになる。この機能的代表制度によれば、各結社及その宏大なる組織が代表する處は各個人の一面のみであつて、個人の人格の核心は組



織の外に且つ上に立つが故に自由の保證が可能となる。「茲に眞のデモクラシーが存する」とコールは54(108頁)。

コールによれば此の機能的代表制度は更に多くの新改革を可能ならしめる。

(一)先づ之によつて「個人とその機能的代表者との新關係」を樹立することが可能である、コールによれば是れを所謂「代表對代理」(representative versus delegate)の古くして新しき問題の解決である。代表者は原則として一度び選出せられたる後は自己の意志に従つて行動し得るも、代理人は個々の事件に就いて選出者の訓示を得なければならぬ。然るに代表は一人の意志を以て多人數の意志に換ふる傾向を生じ、代理は臨機應變の策に出づるを得ずして好機を逸する缺陷を有する。然るに今コールの機能的代表制度は代表と不斷の忠告とを結合するが故に、デモクラティック・コントロールを損ずることなしに代理説を拋棄することを得せしめる。

蓋しコールによれば凡そ今日の政治界に於て、代表者に對してデモクラティック・コントロールをなし得ざる所以は、投票者が一度投票を爲したる後は團體としての其存在が次の選舉期まで消滅し、代表者に不斷の忠告アドヴァイスと批評クリティシズムを與ふることを得ざる結果、單なる代理か又は代表の孰れかの弊害に陥るからである。是既にルッソーが十八世紀の英國議會政治に就て指摘したる處である。然るにコ

ールの唱ふる機能的代表制度に在つては、代表者を持續的に存在する機能的結社より選出するが故に不斷に代表者を忠告し批評し、且つ場合によつては免職リコールし得るが故に此の弊害を除去し得る。忠告と批評は代表をして常にデモクラティックたらしむる恒常的手段であり、免職は最後の安全瓣だからである(一一一頁)。何故に善美なる機能的社會組織に忌むべき免職制度を留保するかといふに、コールは組織よりも一人間の意志と人格に對してより多くの尊敬を有するからである。且又眞のデモクラシーに在つては消極的公民權の所有に満足すべきものにあらずして、積極的協働を爲すべきものだからである。免職權は明かにかゝる積極的公民たるべき機會を各人に與へるものである。かくて機能的代表制度によつて、始めて消極的デモクラシーより積極的のデモクラシーへ發展し得るとコールはいふ。

(二)コールの機能的代表制度は「領袖」を排斥せず、寧ろ領袖をして始めて眞に其手腕を發揮せしむるものである。今日レフト・ウイングが領袖を嫌ひ、ランク・アンド・ファイルの直接支配を以て之に換へんとする徴候が見えるが、コールによれば之は國家に眞の代表原理なき事、國家を機能化せざる事、政治的代表を機能的代表とせざる事が、政治的代表的墮落を來たし、延いては政治的領袖の墮落を導いたからである。而してこの政治的領袖制度の墮落が他の領袖制度の墮落を惹起する。蓋し勞



働者組合の領袖や其他の機能的領袖は、常に議席に戀々とせる結果其固有の職務を怠るが、然もかく議會を顧慮する其事が反つて惡領袖が候補に立ち且つ選出せらるゝ重要な楔機をなすからである。

然るに今日の領袖の墮落は領袖制度一般を廢棄すべしと云ふ論據とならぬ。コールによれば領袖制度は君主主義たると貴族主義たると民主主義たるとを問はずして一般的に必要な制度である。而して機能的代表主義は亦デモクラティック・コントロールを犠牲にすることなくして領袖制度を維持し得るといふ。何となれば先づ善き領袖は大なる活動範圍を與へられて始めて手腕を發揮し得るものであるが、機能的代表に於ては彼は代表者にして代理人に非ざるが故に、唯だ不斷の忠告と批評の下に立つのみであつて一々訓示を俟つの要なく、従つて大なる活動範圍を有し得るからである。又彼は自ら知悉せる職務を爲すべく選出せられ、且つ亦其職務を自ら知悉せる人々によつて選出せられるが故に眞に理解ある積極的なる選舉人の團體の後援を有する結果喜んで自己の手腕を發揮すべき機會を得るからである。「是こそ眞にデモクラシーが唱ふべき革命的提案である」とコールはいふ(一一三頁)。

古きモットーも改正しなければならぬ。「各人は一人として計算せらるべく何人も一人以上として計算せらるべからず」といふペンタムの思想は、コールにとつては「誤れるデモクラシー」である。「唯一度投票すること」は特に何事かに就いて投票することを意味せぬ。之に反して機能的デモクラ

ットは曰ふ、「各人は利益目的の數だけ投票權を與へらるべし。但し一利益に就ては一票のみ」と。勿論之はコールによれば投票權の平等を保存せんとするものであつて、優れたる人が多數の投票權を持つべしといふのではない。投票權の平等は亦デモクラシーである。但し其然る所以は決して優れたる人を平等化するが故と解してはならない。他方に於て優れたる人が其力量を發揮すべき正しき途は、決して他人より多くの投票を爲すが故ではない。他人をして正しく投票せしむべく指導することである。デモクラシーは「指導による領袖制度」(Leadership by influence)を含むのである。

(三)コールの機能的代表制度によれば現代の代表制度の倒錯曲變は大部分回避することを得る。既述の如くルウソーはその「社會契約論」の「最も顯著なる章」(第三卷 第十章)に於て政府の倒錯墮落の原因を述べてゐるが、之によれば、そは代表を通じて爲さるゝ一切の行爲に就いて或程度迄代表者の意志が本人の意志に置換へられるからであり、又代表者の團體は協働行爲の經驗によつて或程度迄彼等「仲間の普遍意志」を生じ、選出者の普遍意志を代表することを忘れるからである。此の兩者共に機能的代表によつて或程度迄避け得らるゝことは既に述べたる處によつて明かである。

(四)更に又機能的代表制度によつて從來の三權分立主義を廢止することを得る。三權又は二權分立主義はロック、モンテスキュー、カント等の政治學說の樞軸を爲し、三權間の勢力均衡は壓制と倒錯に



對する安全瓣だと思はれてゐたが、其れの價値はコールによれば既に過去のものである。コールは既に其「産業自治論」中「國家の本質」なる章に於て此の分立が最早現代の國家活動に對して不適當であることを述べた。其然る所以は現代の複雑なる社會に於ては立法部と行政部とが不可避免的に錯綜し相互に壓迫争奪を續けてゐるからである。現に議會其他の立法團體は一切の複雑なる場合に應ずる法律を立案することが不可能である結果、法律は發布して置きながら、其多くの條項の決定權をば行政者に委任せざるを得ぬ（閣令、省令等）かと思へば、逆に立法團體は議會に於ける質問や常設又は特別の委員會等によつて行政府を支配せんと欲する。大體に於て目下は行政部が勝つて常に有効に立法部を侵害しつゝある。是は亦勞働者組合に就ても其他の結社に就いても同様であつて、立法行政の區劃は事實として廢滅に歸しつゝあるのである。

然るにコールの新企劃はこの通弊を除去せんが爲に新區劃原理を提供するものである。舊説は立法階段と行政階段とに區劃してバランス・オブ・パワーを保たんとしたものであるが、新説はこの「階段による區劃」に代ふるに「機能による區劃」「行爲の内容と目的による區劃」を提唱する。即ち各々の機能的結社が夫々自己の機能に關する限り、獨り行政部のみならず立法部をも有つべしと言ふのである。生産に關する立法は一切生産的結社が之を行ひ、消費に關するものは一切消費的結社が之を行

ふ。かくて今日の如き形式的に全能にして實質的に無能なる議會は不要となる。

是は一見甚だ平凡なる改革の様に見えるけれども、實は從來の國家萬能主義者にとつては驚嘆すべき原理であるとコールは云ふ。何となれば國家の「立法獨占權」が消滅するからである。國家は勿論結社中の一として其機能に關する限りの立法權を維持する。されど他の一切の結社も同様に其機能に關する限りの立法權を有し、其法規は國家の法規と同一の拘束力及び社會的權力を有するに至るからである。

以上コールの機能的代表といふ概念及びそれより引き出されたる論理的實踐的系列を見た。この代表制度によつて三權分立主義といふ「階段による政治區劃」が廢止され「機能による新區劃」が確立せらるゝ結果は、國家の立法獨占權が失はるゝこととなつたが、進んでコールは同じく機能的代表主義よりして、國家の「窮極強制權」と「調節權」を奪ふて、新強制者、新調節者をその代りに立てんとする。



コールによれば凡そ「強制」には三種類がある。(一)罰金(二)自由の拘束(機會の均等及發言權の剝奪、除名處分等)(三)體刑(移轉の自由の剝奪、拘留禁錮死刑等の窮極強制權)是である。文明國に於ては第三のものは國家の獨占であるが、第一と第二は國家以外の凡ゆる結社が事實として之を有する。「凡ゆる結社は其れが存在するといふ單なる事實に基いて或強制力を有し、而して現に之を行使しつつある」(一二八頁)。然るにコールによれば「この強制力を全然否定せんとする事は明かに無益である」「何となれば人が之を是認すると否認するとを問はずして、力は存續し且つ行使せられるであらうから」(一三〇頁)。事實今日の状態を見渡すに、共同社會が是認せず、裁判所が禁止するにも拘らず或力は毎日自由に行使せられてをり、之を絶対に抹滅することは不可能である。他方に於て國家は自ら或強制力を認許し、援助し、少くとも其判決を默認してゐる。例へば英國の *Banishers of the Temple, Law Society, General Medical Council* の如き「自治的」職業の如し。教會亦精神的世俗的の大強制者である。

然らば社會全體にとつてなすべきことは、かゝる結社の強制力を單純に抑壓することではなくしてむしろ特殊の機能的結社によつて行使せらるべき強制の種類を限定し、之を最も適當なる團體の手に掌握せしむべきことである。茲に於て何者が此の限度を決定し、且必要時に際しては其自身窮極の強

制權を行使するかといふ問題が生ずる。

然るにコールにとつては強制權と調節權は不可分のものであつて、同一の團體の手に掌握せらるべきものである。従つて先づ何者が機能的社會組織の調節者かといふ問題を先に解決しておかなければならない。

先にコールはこの調節權は國家の眞機能にあらずとして之を國家の手より奪ふた。今眞の調節者を發見せんが爲には先づ調節コネクティブの意味を確立しておかねばならない。抑も國家を以て調節權者と爲さんとする主張は、國家が其領域内に在る一切の成員を「代表し」「包括する」の故に、必然的に他の結社に優越せりといふ假定に基くものであるが、この代表及包括は既述の如く、決して全代表全包括ではない。「國家は各個人に共通なる或目的を代表するが個人の全部の目的を代表せぬ」、「國家は全部の成員を包括するが各成員の全部を包括せぬ」(一三二頁)。個人は國家の抽象的普遍的なる網の目を洩るゝ多くの機能的且つ人格的領域を有する。故に國家が一切の成員を代表し包括するといふ根據によつて調節權を要求することを得ぬ。是れコールの個人主義思想の當然の歸結である。

而も此の思想よりすれば、人生には如何なる社會組織にも包括せられ得ざる領域あり、其目的にして決して代表せられ得ざるものがある。此事は結局國家は社會組織と同範圍にあらずとすれば、社會



組織亦共同社會と同範圍にあらずと云ふ事の換言に過ぎぬとコールは云ふ。従つて機能的社會の求むる調節原理は決して一切の生活を調節する権利に非ずして、「唯單に社會的であり組織化せられ得る限りの生活部分を調節するものに過ぎぬ」(一三二頁)。然しながら此の限度内に於ては其れの全部を調節しなければならぬ。かゝる調節者は何者か。

それは國家に非ずとすれば亦如何なる單一の結社でもなく、結社の唯の複數でもない。何となれば既述の如く、かゝる結社の各個にとつて一切他の結社は自他の問題を含み、従つて調節干渉は正義の原則に反するからである。この難問を臆氣ながら悟つた社會學者は様々の實驗を試みた。例へばルウソフは、調節権即ち主權は絶對的に人民の全體に屬し、如何なる種類の團體にも譲渡することを得ぬと云ふ。然し乍らコールより觀れば此の人民の主權は實現方法を有せぬが故に、その大部分の行使は爲政者團體の手に陥り之が事實上の主權者となるといふ困難に陥る。此の困難を免れんが爲に人民總投票を唱ふる者もあるが、之は單に「イエス」又は「ノー」の投票に過ぎず、議論又は修正の可能性なく、積極的參與は不可能なるが故に、最も一般的なる問題に關する場合の外は人民主權は空に歸し、實權は再び政府又は勢力家の手に陥る。

かくて調節機關が一結社たることも全體の人民其自身たることも能はずとすれば、唯一の可能性が

残る。それはコールによれば「結社の聯合」(A combination of associations, a federal body)でなければならぬ。而も全部又は唯だ數個の結社の聯合ではなくして、先に述べたる重要結社即ち政治的・生産的及消費的の三結社の「聯合會議」(Joint Council or Congress of the supreme bodies)でなければならぬ(一三五頁)。

茲に直ちに數多の問題を提起し得るであらう。(一)何が故に全部の結社が夫々の機能を代表して調節團體に參與し得ぬか。(二)何が故に精神的文化に關する結社は、全體社會に向つて爲すべき發言權を經濟的及法律的の結社に委任せざるべからざるか、コールはマルクスの唯物主義に反對して唯心的社會學說を唱ふると稱し乍ら、實は唯物論に陥れるものではないか。(三)調節といふ事其自身一の社會的機能ではあるまいか。然らば機能主義を徹底していへば、此調節機能のみを司る結社を要せぬか。而してかゝる調節の立場は、何れの特殊機能をも超越したる「第三者」の立場たるを要せぬか。

是等の問題に對してコールは少くともこの「社會學說」に於ては何等の解決を與へぬ。唯だコールが特に一派の議會改革論者より待受けた非難に對してのみ、尙一應機能主義を説いて回答を與へる。この一派は所謂「職業的 second 院」(vocational second chamber)を以て貴族院に代へんことを主張する論者で、之に比すればコールの提案は徒らに從來の代表制度の拙劣なる迂迴的改造案に過ぎぬといふの



である。然し乍らコールは之に答へて、機能的代表制度は之とは二個の絶對的相違を有するといふ。(一)職業院説は相變らず一切の立法を兩院に託するのであるが、コールの提案によれば、各機能的結社は其機能に屬する事柄に就ては、議會を通ぜざる自律的立法権を有し、其法律は從來の議會の法律と同一の效力を有する。唯だ一機能以上に亘る問題が起る時にのみ聯合會議に訴ふるに過ぎない。(二)而もこの聯合會議は控訴院であつて、立法府又は行政府ではない(多少は此兩性質を混交せざるを得ぬとするも)。そは立案せずして判決する、そは「立憲的司法部」又は「機能的衡平法の民主的最高法院」(Democratic Supreme Court of Functional Equity)に過ぎない。

扱てコールにとつて最高調節権と窮極強制権とが必然的に随伴しなければならぬとすれば、この強制権は當然聯合會議に歸屬しなければならぬ。司法・警察の全機能はこれに屬する。又一機能以上に關する對外事件は亦此の會議の管掌に屬する。殊に全社會の協力を要する軍事、即ち陸海空軍統帥權と宣戰講和の權はこれに屬する。

コールは尙軍備の必要を主張するが故に絶對的平和論者ではない。然しながら社會學的平和論者である。即ち現在諸國家が尙縦に對立して鎬を削つて争へる際、既に利害の一致を見出せる個々の結社は、機能の線に副うて横に國際的協働に努めつゝある。國際的勞働者聯盟、國際的赤十字協會、國際的

學術協會等は其例である。かゝる機能的連帶の網の目がいよ／＼緻密となり行くならばやがて「世界的社會」(World Society)を生じて軍備を不必要ならしめるであらうといふ。而してかゝる國際社會の構造はコールによれば國內的機能社會の構造を其儘再現すべきものである。宗教戰爭と國際戰爭に倦み疲れた近世初頭の人道主義者は、迷信と名譽心を捨て、「蒙を啓いた」個人が、聰明なる理性に基いて行動するならば、一切の鬭争は消滅して永久平和の世界が來るべしと唱へたが、一面に於て現實主義者たるコールにも、かゝるユートピアンの夢想が「社會を通じて」微かに復活せられてゐる(Cf. Cole, "Labour in the Commonwealth," ch. 2)。又嘗てはかゝる理性的者はその人格の自由と所有の安全に就いて「自然權」を有すると唱へたが、コールにあつては個人のみならず、各結社も亦それが「存在するといふ事實に基いて」自然權を有する。一度び葬られた「自然權」は「社會を通じて」十九世紀に復活せんとするのである。

かくの如くにして國家より奪はれた窮極強制権は聯合會議に移された。然るに此の窮極強制機關すら限界を有する。繰り返し言へば、コールの個人主義思想は個人の全人格が組織化せらるゝ事を拒否するのであるから、個人は當然強制よりの自由範圍を與へられる。況んやコールによれば社會は個人を死罪に處する權利を有せぬ。何となれば死は全人格の抹殺を意味するからである。茲にも個人主義



と人道主義が結び附く。

更にコールの機能主義から樂天主義の系列が生れる。(一)機能的社會組織は強制力の使用範圍を減縮するであらう。何となれば強制の使用は社會不秩序の結果であるが、社會不秩序は、個人が現在社會狀態中に於て、社會奉仕を爲すべき自己の適當なる領域、換言すれば彼の明確なる權利義務を認識し得ざることより生ずるのであつて、人間本具の弱さより來るものではない。然るに機能社會組織は此の認識を容易ならしむるが故に強制力の必要を減少するであらう (Bertrand Russell も同意見であつて、彼はギルド・ソシアリズムは強制なき社會へ向ふ一階段と看做す。Russell, "Roads to Freedom" 參照)。

(二)機能主義は奪ふべからざる人格平等権を確立する。何となればボザンケ、ルウソー、ヘーゲル等が如何に個人人格の「自由」を云々するも、結局事實として侏儒たる個人が、巨獸たる大國家に一對一の關係で對立せしめられるのならば、かゝる巨獸は彼の全人格を併呑し包括し盡すことになるであらう。然るに機能主義は國家をも結社中の一結社に落し、かゝる全部的代表を拒否するのみならず、凡そ個人人格の核心を社會組織の外に自立自足せしめ、彼の自由選擇によつて彼の忠誠と義務を多數の機能團體の間に分配せしめるからである。

## 十

茲に於て個人對社會に關するコールの最後の見解を検討することを得る。問題は個人の自由と社會の強制とが如何に綜合せられ得るかである。詳しく言へば、個人が最後迄自由を留保しながら尙且つ社會の拘束と恩恵とを攝取する仕組み如何、即ち「新自由主義」の組立て如何の問題である。コールはこの最後の問題の解明を「自由」といふ概念を分析しつゝ與へる。

コールによれば自由といふ概念は二種の意味を含む。(一)個人其者に屬する自由、(二)個人が關係する結社及制度に屬する自由。(一)は單純觀念であつて「放任」(being left alone)を意味する。個人が外的妨害なくして又は組織の媒介なくして自己の意志を行爲に直接に翻譯する自由、又は自己の人格を直接に表現する自由である。詳言すれば「自己の愛と憎、欲望と嫌忌、希望と恐怖、正邪美醜の觀念等の無拘束的表現」是れである(一八四頁)。(二)は複雑觀念であつて二種に細分せられる。(イ)結社がその機能を遂行する方法に就て外部よりの掣肘を受けざる自由、即ち對外的自由、(ロ)結社其自身の内部的自由、即ち機能的民主的代議制度是れである。例へば「自由國家」とは他國に従屬せざる



と同時に民主的に統治せらるゝ國家を謂ふ。反之「個人的自由は單に對外的である」(一八三頁)。形而上學者のいふ如き内的自由は、コールの社會學說の中には入り來る餘地を有せぬ。

如上の個人の自由と社會の自由とはコールによれば相互補足的である。何となれば若し各個人が絶對的に自由に放任せられたならば、全體としての結果は自由ではなくして無政府状態を齎すが故に、結社の拘束に服して相互に安全保護を計らねばならぬ。然しながら如何に共同社會内に自由(對外的)結社が完全に行き互らうとも、結社は其對内的自由即ち民主的の代表制度を認めざれば結局個人自由を蹂躪し去る。「自由」なる結社必ずしも個人の自由を伴はざること、個人の「無拘束」其自身が個人自由を保證せぬと同じ。故に兩者は補足的であつて、一なくしては他は完全でない。

然れども更にコールの個人主義をして徹底して云はしむれば自由は結局個人の自由である。「凡そ自由なる語は窮極に於て個人に關してに非ずんば無意味である」(一八四頁)。「自由國家」、「自由教會」は結局其等の成員たる個人の自由を意味する。逆に云へば「社會組織及共同社會は之を構成する個人を離れて、其自身に於ては何等の意義を有せぬ」、「社會其自身を自己目的とする時は甚しき誤謬に陥る」(一八四頁)。其故にコールが個人的及社會的自由を補足的關係に立たしむる事は、結局個人が「單なる個人としての自由」と「結社に於ける彼の自由」との總計を、最大限度に保證するが如き關

係を見出すことを意味する。ミルのいふ如くに、個人と社會との要求と反對要求との差引勘定をすることではなくして、どれだけの組織が存在すること及び存在せざることが、個人的及社會的自由の合算としての最大自由を保證するかといふことである。

之が爲に先づ第一に必要なことは、「組織其自身が善きものなりとの考へを徹底的に捨てること」である(一八五頁)。複雑の増加は其自身進歩の徴候ではない。組織は結局必要なる手段に過ぎないものであるから、若し可能ならば組織なしに又は最少限度の組織を以てやつて行くが好い。何となれば總ての組織は當然拘束を伴ふのみならず、倒錯を起して個人の自由を奪ふからである。従つて先づ組織を避けて個人自由の絶對量を確保しなければならない。

次に一度びかゝる結社を造り又は之に加入したる時は、極力結社の「内的自由」を要求し第一の「個人的自由」と合して最大量の自由の獲得に努むべきである。即ち結社の統治と支配に對する充分なる積極的參與權を得ること、換言すれば機能的代表制度を實現することによつて、結社の壓迫を免れ同時に自己を主張しなければならぬ。此際ルソーやボザンケの思想を飽く迄も排斥しなければならぬとコールはいふ。彼等は多數黨の壓制の可能性を單純に否定して、「自己の投票に反して通過せられたる決議も自己の個人的決議なりと思へ」といふのであるが、コールにとつてはかゝる「實在意志」



説に基く「自治のパラドックス」又は「社會的奇蹟」を考へることが出来ない。現實意志が即ち實在意志たる所のコールにとつては、多數黨の決議は飽く迄も少數黨のそれを壓迫するものである。故に各個人は飽く迄も結社の内的自由を獲得して自己主張に努むべきである。

第三に、結社の對外的自由は社會的調節に浴することによつて、反つて個人の自由の量を増す。既述の如く、結社が對外的自由を有するはその特殊機能の遂行に關してのみであつて、若しこの結社がその機能より脱線して、「對立」「混同」等の倒錯に陥る時は、その成員の意志を代表せずしてその自由の削減を意味するからである。吾人は一目的に就て一結社に屬し、數多の目的については數多の結社に加入してこそ始めて、自己充足の自由を得るからである。又個人が結社より受くる拘束は、唯一機能に關する限度に於てのみであるが、もしこの結社が成員の意志に反して多くの機能を混淆する時は、不必要に多くの拘束を受くることとなるからである。

かくて最後の結論に達し得る。人は唯一の結社に對して唯一の絶對的忠誠の義務を負ふものに非ずして、數多の結社に對して重要さ及び強さに於て——性質に於てに非ず——相對的・有限的なる數多の忠誠を有するものである。而してかゝる數多の忠誠が衝突する場合に、窮極の忠誠を選択する權利は必然的に個人自身に存する。是こそコールにとつて窮極の實在たる個人の「奪ふべからざる自由」、

「侵すべからざる道德權」である。かくて之を主張してこそ個人は最後の道德的勝利を得るといふ。

而してこの道德思想はコールにとつては實踐的思想と結びつく。コールは曰く、個人は全包括的國家に於てよりも協調的機能的社會組織に於て、適かに多くの自由を有する。何となれば個人は少くとも「數に於ける安全」(safety in numbers)を有するからである。即ち多數の機能的結社の「バランス・オブ・パワー」を按排して、個人の自由が社會組織の拘束に壓倒せらるゝを免れ得るのみならず、濫たる積極的參與によつて tyranny の出現を防止し得るからである。窮極に於て個人は社會に優越する。「社會は個人に基き、個人の中に個人の爲に存在する、社會は個人の意志を超越することを得ぬ」(“Society is based upon the individuals, exists in and for the individuals, and can never transcend the individuals who compose it” (P. 192)) と。

舊自由主義は徹底的個人主義であつた。社會は necessary evil であつて、獨立自存の個人は之に依頼すべからざるのみならず、徹頭徹尾之を排斥すべきものであつた。コールの新自由主義は個人をして社會を攝取せしめる。個人は依然として窮極の實在であり、個人の自由が最後の目的であり乍ら、社會を擬制及手段として、之を利用することによつて、自己表現と社會的平和の保證を獲る。かゝる社會の宏大なる組織も、結局其間のバランス・オブ・パワーを調節することによつて、巧みにその大



組織自體より個人の自由を防禦し得るのみならず、全包括的國家や教會等の一大結社よりの壓倒を免れることを得る。かくて個人自由と擬制的・手段的有組織社會とは綜合せられた。かくて英國社會思想史に一新時代を拓かんと欲する。

然るにこの一目瞭然にして一見平凡なる社會學說にも、多くの未解決の難問と發展の萌芽を藏せざるか。個人と社會組織の關係は比較的明確に理解し得るとするも、組織なき社會即ち共同社會との關係如何。かゝる共同社會と社會組織との關係如何。何が故に聰明なる個人とその個人の打算に基づくフランス・オブ・パウワの世界を以て足れりとせずして、其背後に感情の世界たる共同社會を説かざるべからざるか。其淵由を探索する所に英國思想史獨特の歴史的勢力を體得し、この説の——論理的妥當性は措いて問はずとするも——事實上の力と意義を理解し、延いては「西歐羅巴の研究と經驗に基くこの一般説は」、英國に於けると同様なる人々と共同社會とは妥當するけれども、「露西亞に對してすら當嵌めることを余は躊躇し、況んや之を東洋の文明に應用する勇氣を有せぬ」(二〇一——二〇二頁)といふ、コール自身の言を理解する鎖鑰を發見し得るのではあるまいか。次に是等の點を考察してみたい。

## 十一

コールの社會學說の構造を要約すれば次の如くなる。窮極の實在たる個人が特殊利益の各方面に從つて、夫々特殊の機能的結社に「コンネクト聯結」することによつて欲望を満足すると共に、此等の機能的結社の合議體を組織して、諸結社の要求と實力を調和統一することによつて社會的平和を確保する。此際個人が諸結社に捧げる服従は部分的であるが故に、人格の核心はどの結社の一個にも亦その全部を合せたものにも吸収せられず、結局個人は組織の上に立つこととなつて自由を留保する。「舊」自由主義者は個人自由の喪失を恐れて、競々として社會を排斥したが、コールは宏大なる社會組織を其個人主義思想體系の中に攝取し、而も個人の自由を確保するのであるからして、筆者はコールを「新」自由主義者の一種類に數へたのである。

然るにコールはかゝる優力なる個人と結社の組織を以て満足せずして、別に「共同社會」を説くのは何故か。勿論コールの列擧するが如き共同社會即ち家族生活、村落生活、都市生活、中世の大學、修道院等が現存し又は現存したから、社會學說として事實の記述を試みたといへばそれ迄のことであり、現にコール以外の殆ど凡ての社會學者も何等かの見地よりして之を説いてゐる。然しながらコールが



共同社會に與ふる意義は餘りに理想的・觀念的で、社會的事實の記載としては承服し難く、一面現實感の深刻なコール自身と餘りに多く矛盾する。

即ちコールの共同社會には、熟慮打算の功利的產物たる結社と正反對の徵表メルクマールが盛られてゐる。それは美しき感情の中心點であり、傳統慣習を以て人々を愛着せしめて、組織力を以て個人を強制せず、個人は之に外的に聯結するに非ずして、人格を傾けて「從屬」し、此處に於て「善き生活」を營み「充全なる人間」の普遍的要求を満足し、人生窮極の目的を達する。それは全包括的であり實在的統一を有し自立自足する。

然るにかゝる共同社會の概念はコールが列擧する實例と衝突することは言ふ迄もない。家族は決して現代人の普遍的要求を満足せず、傳統風習は續々反逆兒を立たしめる。又コールによれば共同社會は程度の問題であつて極小は微細なる身邊の環圈に始まり、極大は人類全般に及び、而も其等は相互に獨立する。而して個人は是等數多の共同社會に從屬し、時には忠誠の衝突を來たし、結社と同じく決して共同社會が人生の普遍性を満足せざることは、コール自身の認むる所である（“Social Theory,” P. 27）。茲に於てコールの共同社會の概念は事實の認識ではなくして、倫理的理想社會を語らんとするものと取らざるを得ない。

又コールの個人の概念は共同社會のそれと矛盾する。個人が意識と理性の中心點であり、分割すべからざる實在であり普遍的者でありながら、均しく實在たる共同社會の中に入り込み從屬し包括せられ統一せられ、規範と價値を與へられて普遍的要求を満足するといふが如きは、彼自身の唯名論ノミナリスムスを自ら破壊するものである。彼自身の有機體說駁論と餘りに率直に矛盾する<sup>(1)</sup>。恐らくこれも唯だコールの頭腦の中に、理念的調和を保つものに過ぎないものであらう。

(1) 個人が共同社會の中に入り込み得ざること、共同社會が有機體に非ざることとは實證社會學の立場よりしても明白である。高田博士「國家と社會」（八二頁及七三頁参照）

其れにも拘らず、コールが理想論として共同社會を説き、是に重大なる意義を與へるのは何故か。卑見を以てすれば、彼の個人觀及び結社觀に自ら満足せぬが故である。之を立證する爲に英國唯名論史に含まるゝ個人對社會の思想を一瞥してみたい。

## 十二

惟ふに英國の歴史に於て個人對社會の衝突が最も深刻な爆發を爲したるは、チャールス一世治下に



於ける内亂であらう。宗派の争いと政治上の争いと經濟的階級闘争とが麻の如く亂れて拾收すべからざる時、ホッブス出でて統一を主權者に求めた。アングリカニズムの僧侶や、フイルマーなどの唱ふる君主の神權説<sup>(1)</sup>に對しては一切の黨派が最早承服せず、さればといつて諸黨派・諸宗派の獨立を寛容する時には社會的統一が維持し難い。ホッブスは人間の暗黒面を描き、彼等が自然状態に於て營む闘争状態を描き<sup>(2)</sup>、結論としてかゝる個人は相互にその自然權を棄てし之を國家に讓渡し、その主權者の劍の下に沈黙するに非ずんば<sup>(3)</sup>、生存を遂ぐることを得ないと斷定したのである。ホッブスの觀たる個人は社會平和を築く自信を有せず、社會は亦傳統慣習に對する愛着を以て個人を統一する力を有せぬ。而して國家と個人との結合の紐帶は唯だ「Terror」あるのみである<sup>(4)</sup>。

(1) "We will still believe and maintain that our Kings derive not their title from the people but from God; that to Him only they are accountable; that it belongs not to subjects, either to create or censure, but to honour and obey their sovereign, who comes to be so by a fundamental hereditary right of succession; which no religion, no law, no fault or forfeiture can alter or diminish," (From an address of the University of Cambridge to King Charles II, in 1681, printed in the "History of Passive Obedience," p. 108.)—John Neville Figgis, "The Divine Right of Kings," 2nd ed. 1911, p. 6.

(2) "In such condition, there is no place for industry; because the fruit thereof is uncertain; and consequently no Culture of the Earth, no Navigation, nor use of the commodities that may be imported by Sea; no commodious Building; no Instrument of moving, and removing such things as require much force; no Knowledge of the face of the Earth;

no account of Time; no Arts; no Letters; no Society; and which is worst of all, continual fear, and danger of violent death; and the life of man, solitary, poor, nasty, brutish, and short,"—Hobbes, "Leviathan," ch. 13.

(3) Hobbes, *ibid.*, ch. 17. 此章に社會契約の方法が與へられてゐる。即ち各人相互に一切の自然權を放棄して、一共同社會に (Civitas) 融滅合體する。而してこの合體したる全體の力と共同人格を主權者に代表せしめる。爾後主權者の意志が全體の意志となり、之に反くことは自己に背くといふ不合理を來すが故に、主權者の意志に絶對的に服従しなければならぬ。

(4) ホッブスは繰り返へし、神法と自然法と國家の成定法とが一致することを説くけれども、かゝる一致を首肯すべき論據は與へられてゐない。教會は國家の「擬制的」創造物に墮されるのであるからして、神法の解釋權は主權者の手にあり、人民一般殊に「大學教授」(ホッブスの蛇蝎視するアリストテレス學徒を指す) は自然法の解釋を許されず言論の自由を奪はれるのであるから自然法の解釋權も主權者の獨占する所である。従つて神法又は自然法の執行者として主權者の服従を要求し得る論據は何處にも存せぬ (*ibid.*, ch. 18, 21.)。

漸く後期スチュアートの諸問題が終りを告げて、所謂名譽革命によつて海外より新君主を迎へるやつきつめた enthusiasm が涸渴して、穏やかな社會學說が現はれた。ロックの政治學說とシャフツベリーの宗教論がそれである。

ロックの人間觀の一面は著しくホッブスの影響を受くるもので、個人は依然として感覺的動物として描出され、快樂の追求・苦痛の回避を事とし、従つて快苦に基いて善惡の標準を建てしめるもので



ある。然るに他方彼の倫理學説は此事實を無視して、超個人的な法則に従ふことが善生活とせられ、其法則は神デイファイネンロー法ンケイルロー即ち自然法と政治法と輿論の法とであるが、是等が衝突する時は勿論自然法が上位に立ち、個人は先づ之に服従しなければならぬ（“An Essay concerning Human Understanding,” BK. II. (h. 28)）。加之「政府論」に描かれたる自然状態に於ては、ロックの個人は實際何等劍の強制なしに「好意と相互扶助」を以て平和なる生活を営む力ありとせられてゐる（“Two Treatises of Government,” BK. II. ch. 2）。唯だそれでは不便あるが故に権力の一部を政府に委任して行使せしめ、かくて國家生活、政治生活に入るのではあるけれど、本來の宗教生活、倫理生活たる所の自然状態は政治状態と相並んで存続し<sup>(1)</sup>、且つその國家は *latitudinarianism* で諸々の教會宗派のみならず、多くの諸團體の併立を寛容するが故に、個人は様々の團體に關係して自己の要求を満足すると共に、諸團體の勢力均衡を操つて自己の自由を保證する自信を有する。若しこの自信が危ぶまれる時には最終審たる神法即ち自然法に縋つて、諸規範諸團體の統一を圖り、又自己の感覺生活の統一を圖ることとせられてゐる。是れ彼の唯名主義の認識論が最後に諸實在の基礎づけ及び統一づけを圖る際に神の概念に逃れたのと同じの考へ方である（*Essay*, BK. 4）。かくて結局個人と社會はより高き處に於て統一せらるゝと信ずるが故に兩者は衝突せず、平穩なる樂天主義に安んずるを得た。アダム・スミスの分業組織の社會に

於ても、各個人自利を計つて自由競争を爲すとも、否自利を計るが故に、自然的、機械的に調和統一を現出するのであるが、其上に尙「見えざる手」によつて窮極の目的に導かれるのであるから、二重に樂觀することを得る。シャフツベリーの宇宙調和觀は此樂天思想を最も美的に描出したものである。

(1) *Two Treatises*, BK. 2 ch. 11, §. 135: “the obligations of the law of Nature cease not in society, but only in many cases are drawn closer, and have, by human laws, known penalties annexed to them to enforce their observation. Thus the law of Nature stands as an eternal rule to all men, legislators as well as others. The rules that they make for other men's actions must, as well as their own and other men's actions, be conformable to the law of Nature—i. e., to the will of God, of which that is a declaration, and the fundamental law of Nature being the preservation of mankind, no human sanction can be good or valid against it.”

然るに實は十八世紀の前半に於て、既に此中世の遺物たる神の思想は死んでゐたのである。ヒュームが此の遺物を捨て、ホッブス以來の唯名論を徹底的に延長した結果は、一切の統一は主觀の習性に過ぎないものとなつた。唯一の實在たる感覺の流れ——それは最早ロックのいふ如く外的實在の模寫に非ず——を統一する範疇が、ロックに於けるが如く超感覺的客觀性を有せず、又自我がバークレーに於けるが如く神に支持點を有せずとすれば、外界も自我も混沌に陥り、僅かに習慣に基く經驗律を有するに過ぎず、従つて一切の統一は不可能とならざるを得ぬ。樂天の夢を破られて懷疑主義に陥る



るは當然である。

ベンタムはヒュームに基礎を置きながら其懷疑主義には故意に目を閉ぢて、只管經驗法則を建て、その外に形而上學も自然科学もなしと主張する。即ち感覺の流れのみが唯一の實在であり、快樂の追求のみが人生唯一の事實とすれば<sup>(1)</sup>、快樂の追求即ち善で、其外に倫理法則は存在せぬ<sup>(2)</sup>。故に快樂苦痛の數量的・自然法則的研究を試み、先づ苦痛を快樂の負數と爲して快樂に還元し、一切の快樂の品質を分量化することによつて加減を可能ならしめ<sup>(3)</sup>、次に遠近、種類、純粹性、複産性<sup>フエカンディテイ</sup>等の範疇によつて快樂の分量の比較を可能ならしめ、かくてその最も多きものを取るべしといふ實證主義的規範を樹てた。然し乍らこの快樂一元論は餘りに獨斷的で、我々が聖其自身、美其自身に感激する事實を語らず、況んや是等獨立の諸價值と快樂との間に何等の體系統一がベンタミズムよりして暗示せられない。彼の最も忠實なる門下ジョン・ミルが師を以てホッブスと同じ偏狹なる唯物論者と斷定し<sup>(4)</sup>、リッチー(Ritchie; "Principles of State Interference")が最も獨斷的なる形而上學者と呼ぶのも、強ちバラドックスではない。同様にベンタムの社會にも統一がない。勿論社會が擬制であつて個人の集合に過ぎずといふ説<sup>(5)</sup>は、彼の唯名論の當然の結論であつて承服するとするも、彼の「最大多數の最大幸福説」は新社會倫理を唱ふるが如くにして、其實何等個人快樂主義以上に出でたるものにあらず、畢竟

人數の最大量と快樂の最大量との合致點を目標として政策を建てよといふに過ぎぬ。最大多數の集合所に個人のと異なる新規範が生れ、個人は之に對して自己の態度を決せよといふのではない。従つて社會の統一其自身が存せざるはもとより、社會と個人との調和もあり得やう筈がない。然も自己の快樂を最も良く知るものは自己なるが故に、個人は自由に放任せられざるべからず、且つ各人は一票づつの平等投票權を與へられざるべからずとすれば、ホッブスのいふ如き鬭爭狀態を現出せずとは何者が保證するか。他方彼は自然權の形而上學が革命を導くを恐れる餘り、一切の權利の根源を法律即ち國家に求めた結果<sup>(6)</sup>、彼の法理學上の門下ジョン・オースティン(John Austin; "Province of Jurisprudence determined," 1832)は此の師説を敷衍して、徹底したる主權の實力主義、法律の命令主義を唱へた位であるから、ベンタムの一面はホッブスと同じく國家萬能主義の萌芽を含んで、彼自身の個人自由主義と衝突する(Bosanquet, "Philosophical Theory of the State," p.p. 70-71)。是等師説の凡ゆる要素を夫々發展せしめて、而も統一を築かんとせるジョン・ミルが「賢明なる懷疑主義者」の態度を採らざるを得なくなつたのも自然の歸趨であらう("Autobiography," pop. ed. p. 10)。唯だ是等多數の英國唯名論者の系列が、個人と社會との關係に就いてまだ何事かを唱へ得たといふのは、恐らく三浦博士の所謂英國「國民性」たる「實踐的」態度によつてのみであらう。此の態度とは全體を考へずし



て部分のみを *konsequent* に観察して得たる經驗法則を以て、事象を貫き、一法則を以て足らざる時は他の數個を併用し、而も遂に不可能なる時は、統一の試みを捨て、自分が責任を負ふといふ自信の強い國民の態度である(7)。

(1) Jeremy Bentham, "Introduction to the Principles of Morals and Legislation." 1759, Oxford ed., 1907. p. 1. — "Nature has placed mankind under the governance of two sovereign masters, pain and pleasure. It is for them alone to point out what we ought to do, as well as to determine what we shall do. On the one hand the standard of right and wrong, on the other the chain of causes and effects, are fastened to their Throats. They govern us in all we do, in all we say, in all we think: every effort we can make to throw off our subjection, will serve but to demonstrate and confirm it. In words a man may pretend to abjure their empire; but in reality he will remain subject to it all the while."

(2) *Ibid.*, p. 2. — "By the principle of utility is meant that principle which approves or disapproves of every action whatever, according to the tendency which it appears to have to augment or diminish the happiness of the party whose interest is in question; or, what is the same thing in other words, to promote or to oppose that happiness."

(3) "Pushtpin is as good as poetry, provided the pleasure be as great."

(4) J. S. Mill, "On Bentham," (in "Dissertations and Discussions" 1859. Vol. I.) — "Man is never recognized by him as a being capable of pursuing spiritual perfection as an end of desiring, for its own sake the conformity of his own character to this standard of excellence, without hope of good, or fear of evil, from other source than his own in and

consciousness."

(5) Bentham, p. 3. — "The community is a fictitious body, composed of the individual persons who are considered as constituting as it were its members. The interest of the community then is, what? — the sum of the interests of the several members who compose it. It is in vain to talk of the interest of the community without understanding what is the interest of the individual."

(6) Bentham, "Theory of Legislation" — "Rights properly so called are creation of law properly so called; real laws give birth to real rights."

(7) 英國人は「あらゆる個人を拘束すべき絶対真理の存在を非難して掛る、少く共それは人間には分らないと考へるのであるから、學問は要するに個人生活の道具であつて其求め得たる系統は吾々の行爲を支配すべき權威を有しない、従て學問は色々な見地から研究し得るので、其色々な研究の結果を合せ考へて最後に吾々の行爲を決定するものは不可分なる吾々個人で、切羽詰つて判断が付かぬ時は目を瞑つて無我無中に飛込む其責任は自分が負ふと云ふ人生觀である、三浦新七博士「エリマス・フルウイソツ氏の國民心理研究」(商學研究第一卷第三號八四三頁)

然しながら英國民がかくの如き自信に頼り得たのは、名譽革命以後十九世紀半ば過迄であらう。蓋し社會全體と之に對する自己の地位の關係を豫め體系的に考へずして、自己の主張を一面的に貫徹せんとし、その誤れるを悟る場合には、自己を抑へて讓歩の態度に出づるか、相手との又は相手同志の勢力均衡を計つて自己の一部を通すか、いづれにしる平穩なる調和状態に落着かしめ得るといふ自信



は經驗によつて收得したものに相違ないが、名譽革命以前にかゝる互譲妥協的態度の顯著に發現したるものを見ず、遠くは十四世紀の農民一揆、薔薇戦争より、近くはクロムウェル時代の内亂に至る迄は、流血を見る所まで自己主張を貫徹せんと試みたものである。「名譽革命以後に至つて始めて英國に社會的混亂を見ず、佛蘭西革命を他所に見て平穩に選舉權擴張を行ひ、産業革命以後の社會運動も比較的無事に落着し、此間に國民は所謂「自信」を築き上げ、學者の論調も十八世紀以來樂天的色調を帯びて來たのであらう。然るに十九世紀末に於て、勞働組合や消費組合や政黨、地方自治體、資本家同盟等強力なる自治團體が國家の鎮壓に反抗して、否鎮壓あるが故に故意に、「野生の力」として擡頭し來り、「國家内の國家」として隱然として蟠居するに至るや如上の自信は動搖せざるを得なくなつた。蓋しコールもいふ如く *pigmy* たる個人こそ *leviathan* たる國家が鎧袖一觸に付することを得れ、集團の力は侮るべからず、否近時英國の勞働組合の如く、トラスト、カルテルの如く、優に實力の上に於て國家の上に立つものあるに至つては、到底國民の自信に放任することを得ぬ。

コールはこれらの新集團の自然權を是認しながら、他方機能主義を唱へて個人自由を確保すると共に、全體の社會的統一を築き上げんとする。コールの觀る結社、個人、共同社會の三者のいづれがこの任務を果すべき自信を有するとせられてゐるか。

## 十三

コールが機能主義を唱ふる最大の理由は既述の如く、之によつて諸結社の調和統一が可能なりと信するが故である。然るに機能主義は結社の成立に關しても、實際の活動を見ても明かに事實に反し、又是によつて社會の統一を保つ事も不可能である。(一)高田博士によれば「部分社會の分化し行く原則の場合にありては機能によりて社會が作らるゝにあらず、社會によりて機能が作られ組織が作らるゝ(「社會と國家」二二二頁)。即ち機能よりも集團が先に成立するのである。(二)結社は實際の事實として多くの諸機能を併せ營んでゐる。其理由は同博士の言はるゝ如く「機能は團結に従屬し之によりて派生せらるゝ性質をもつが故に種々なる社會は其事情と必要とに應じて雑多なる機能を營む事を得。決して結合の紐帶と機能との間に必然の關係ある事が無い。故に機能亡ぶれば社會亡ぶとは考へられぬ」からであらう(同書同頁)。此事實はコール自身も亦暗に認めてゐる所であつて、結社の成員は必ずしもその特殊機能を意識的に理解せず、又オスボーン判決の場合の如く一結社が數多の機能を營める場合も擧げてゐる位である。(三)コールによれば「様々の結社が夫々自己に固有の社會的目的を果し、而して是等の目的自身が、社會的福祉の爲に補足的にして且つ必要なるものたる限り、共同



社會内に於ける結社の混亂は統一ある coherent society に變化する。然らずして各結社が社會的全體内に於ける自己固有の機能を無視して行動するか、又は相互に衝突し且つ全體の善と調和し難き目的を立つる限り、結社の錯綜より統一ある社會が成立し出づる事は妨害せられ遅延せられるのである。「Social Theory,」 p. 50)。然し乍ら諸々の結社の實力の恐るべきことと其等が容易に相衝突する可能性あることを最もよく知る人はコール自身である。彼自身告白する如く彼の社會學說は現代の深刻なる社會的事實の「潑刺たる源泉」より生れ出でたるものである。それは即ち教會と産業と歴史とである。教會に就ては J. N. Figgis より、産業に就ては Bolsheviks, Syndicalists, Marxian Industrialists, Communists, Guild Socialists より、歴史に就ては Gierke, Maitland の法人史より深刻なる示唆を受けた(ギリアケ等の法人實在説には反對するけれども)。又彼自ら英國の目前に發展し來れる強大なる労働組合、消費組合、政黨、地方自治體等の結社の運動に顧みて、其社會學說を樹立したのであらう。然るに此等の結社は、凡て夫々自己が、「存在せりといふ單なる事實に基つて」(by the mere fact of its existence)或強制力を有し、現に之を行使しつゝあり」(「Social Theory,」 p. 128)。「吾人がこの強制權を是認すると否定するとを問はずして、此力は存續し行使せられ」(ibid., 130)。「法律の鎮壓に反して擡頭し、夫々自己の獨立實在、集團人格乃至は生得の自然權を主張しつゝあるのである。而して上に列

擧したる思想家は悉くこの事實を認識し之を援助しつゝある。コール亦自己の社會學說を以て社會哲學なりと主張しながら、且つ自己の唯名論の哲學がかかる結社の「獨立自在」や「集團人格」を是認せずと反覆力説しながら、然も尙事實より價值を引出し、事實に引摺られて結社の自然權を認めんとするのである。然も自然權は事實として殆ど必ず相搏撃し、結社と結社は争奪の關係に立つ。高田博士によれば「社會と社會とは常に云はゞ行路の客の如く、特別の必要の促さざる限り其間に交渉を生じない。……沒交渉の關係に立つを原則とし、只其中の一部分のみが聯合又は協働の關係を保つ」に過ぎぬ。「加之此等の社會は……争奪の關係に立つ。種々なる社會は機能、結合の強度、權力に於て反比例の關係に立つ」。故に博士は社會の聯合説に反對して競争説を唱へて居られる。「競争とは武力にやらざる反對と云ふに止まらず、雙方が共通の對象を追求し、一方之を得れば他方之を失ふことを意味する」(「社會と國家」一八五——七頁)。英國の労働組合と資本家同盟と政府との深刻なる衝突を眼前に見つゝあるコール、彼の理想的組織に近づくべき筈の露西亞の事實を明かに知れるコール——機能主義が徒らに理想に止まることを最もよく知る者は、亦コール自身ではあるまいか。従つて結社の機能主義によつて社會の統一を確保し得べしといふことに對しては、彼自身自信を有せずと見て大過ないであらう。



然らばコールの個人觀は社會聯合主義の基礎たり得るか。彼の觀る個人は、ロックの言ふ個人のように、何等外的強制なくとも心根より自然法に従つて、好意と相互扶助によつて平和と自己保存を圖り得る自信を有する個人であらうか。成程コールによれば「個人は其本性に於て普遍的」であつて、一切の特殊結社の上に立ち、之を指導し統一すべき調節原理とせられてはゐるけれども、その個人は何等普遍的規範に服従せぬ。即ちコールは、社會の統一は或價值觀點に立脚して之を樹立すべきものであり、その觀點は一切の個人と結社全體とを合はせたるもの即ち共同社會（茲では全體社會の意味に用ひられてゐる）に基かなければならぬといひ、恰も普遍主義に立脚するが如く見ゆるが、その次の行に於ては忽ち個別主義に逆戻りして、かゝる觀點は科學的基礎を有せず、結局主觀的に意見の相違あるを免れぬといふ（本論第三節）。而してかゝる主觀的個人が窮極の實在であつて、その要求する自由は單なる對外的、消極的自由即ち「制限の缺如」である。即ち「自己の愛と憎、欲望と嫌忌、希望と恐怖、正邪美醜の觀念等の無拘束的表現」を要求するのである。かくてコールの個人はベントムの感覺的個人と同じく、社會的統一を齎すべき普遍的規範を有せぬ。しかもベントムに於けるが如く英國國民の自信に對する信頼なしとし、尙且つ社會の統一を希求せんが爲には、共同社會が現實的・自働的に、諸結社を統一するか、又は之を理想的社會とし、同時に個人觀を改造して、その感覺的主觀主義を棄てしめ、共同社會の普遍的規範（例へばロックの自然法又はルウソウの普遍意志等）に服従し得るやうにしなければならぬ。

現實的觀點はマクタイザアの如き社會學の立場である。之によれば諸結社は同一の共同社會より大海の泡沫の如く湧き出づるものであり、その大海は共同意志であり、泡沫たる結社はその機關である。此際例へば四肢が身體の一部の機關にあらずしてその全體の機關たる以上、當然其間に調和統一ある如く、諸結社間にも調和ありと考へ得る（“Community,” pp. 117 seq.）。コールも亦自ら發達せる共同社會は必然的に結社を生ずるものと考へてゐる（“Social Theory,” p. 25, 27.）

然し乍ら此の現實的觀察亦社會的事實に反する。特殊の結社を生み之を維持するものは、その結社の背後に存する特殊の集團の意志であつて、共同社會全體の意志ではない。ルウソウの所謂 *volonté particulière* に當るものであつて、*volonté générale* ではない。吾人は日常結社の背後に何等か社會全體の規範的普遍意志の如きものありと意識してゐるけれども、それは單に承認又は默認を與ふる消極的意志に止まる（高田博士、「國家と社會」八六頁以下、一八三頁以下）。決して其は結社を成立せしめ維持するものにあらず、況んや凡そかゝる大海の如き役目を爲す同一の共同社會意志なき限り、結社の統一を之に基礎づけることは事實に反する。結社は事實夫々共同意志を無視して、日々自我を主張し



衝突しつゝある。かくて共同社會と結社との間に現實的・有機的關係なしとすれば最後に、理想的・觀念的に之を唱ふるの外はない。

## 十四

理想社會としての共同社會とは何か。既に繰り返へし描寫したるが如き内容を持つ社會である。それは個人が、獨立自由・窮極の實在でありながら、相融合して造り上げる所の、等しく自足自立なる道德的社會である。此處に於て人々は「善き生活」を營み、「完全なる人間」の普遍的欲求を満足する。必ずや倒錯と壓制を伴ふ所の組織力と権力なき社會であつて、其處に於ては個人が自由に自律的に建てたる生活價値の規範が、同時に全體が要求する所の價値規範である。個人に發したるものが、同時に全體に發するものである。二個の實在と規範とが不可分離に融合する。主客が眞に一致する。かゝる社會は事實としては存在せぬことを見た——否本質に於て存在するとコールは感得してゐるのかも知れないが、現象として顯はれたるものは遂にコールの要求を満足せぬ。組織を捨象して體驗する家族生活は成程「感情の中心點」であつて、利益不利益の熟慮なしに營む善き生活であらう。然

し家族愛は家族的利己主義を生んで、成員をして他の團體に對立せしめる。同様に村落都市生活の地方的利己主義は國民生活と對立し、國民生活は人類社會と對立する。茲にマクイッアアの言ふ如き同心異周の關係は現事實としては存在せぬ。此事はコールが自ら熟知する所である。コールの要求するが如き普遍的善の社會・人類愛の世界は要するに事實としては存在せぬが故に、實證的社會學を以て之を記載する事を得ぬ。又コールの唯名論的・感覺論的個別主義の哲學が理念としても敢て樹立する事を得ぬものである。ロック、シャフツベリ、アダム・スミスなどは其哲學の外に、尙神の信仰を有したるが故に之を想定することを得た。ベンタム一派の思想家は英國人の實踐的自信に信賴することを得たるが故に、彼等の自然科学的思惟方法がかゝる理念體を要請し得ざるにも拘らず、社會と個人の調和を疑はなかつた。ミルは再びヒュームと同じく懷疑に陥つたが、尙實踐的態度に信賴する英國人であつた。ミル以後様々の思想と運動が勃興したにも不拘、コールの態度は依然としてミルの態度であると思ふ。謂はゞ彼はミル以後の思潮の一時代を低徊し乍ら遂に素通りした。彼がルウソウの「社會契約論」の英譯の序文 (Introduction to "Social Contract" Everyman's ed., 1916) に於て、あれ丈の透徹したる理解と情熱ある同情を捧げながら、遂に「社會學說」ではルウソウの中心思想に訣れ去つた態度が之を示すと思ふ。結論に達する爲に是非此の態度に一瞥を與へて置かなければならない。



コールはルウソーの「Contrat Social」(1762)を以て、尙政治哲學の最良のテキスト・ブックであり、其思想は未來に於ける新政治哲學の基礎を爲すであらうと云ふ(Intro. to "Social Contract," p. XII)。何故であらうか。惟ふにコールの共同社會思想に最も近似せるものであるからであらう。蓋し社會契約<sup>(1)</sup>によつて成立したる社會は、「共同力の全部を擧げて各成員の身體と財産を保護し」、契約以前の所謂自然權を保證すると共に、「其成員は全體に結合してゐるにも拘らず、唯自己にのみ服従し依然として自由に在ることを得る」が如き社會である(Rousseau, "Contrat Social" Liv. I. ch. VI)。此の一文の前項は政治的自由を、後項は道德的自由を保證することを意味する。かゝる社會を得るには契約によつて、「我等の各自は共同的に其一身と全部の力(即ち自然權——筆者註)を普遍意志の最高指揮の下に讓渡し、而して我等は團體的に各成員を全體の個々の部分として受戻す」(ibid)。茲に社會學や唯名論では不可能なる所の有機體思想の構成が可能となる。即ち個人は獨立自由でありながら、全體に對する部分の關係に立つと考へられる。「之と同時に此の結合行爲によつて、各契約者の個々の人格の代りに之に参加したる凡ての人々を成員とする觀念的共同體(Le corps moral et collectif)が成立し、此の共同體は此の行爲より自己の統一性と共同我(Le moi commun)と生命と意志とを得る」(ibid)。而してルウソーにあつては此の共同體が直ちに國家である。即ち全體は個物によつて構成せられ、主

客合致の状態に在る。以上の諸概念の系列、政治的自由、道德的自由、普遍意志、共同我、は深き解釋を要する。

(1) 契約なる啓蒙主義時代の用語は歴史上の事實を語るものではなくして、思想構成に用ひられたる方法的概念である。啓蒙學者は實際事象の複合體を分析して其中の或要素を抽象し、此要素が存在せざりし時代を假定し、此時代より現状へ發展したといふ擬歴史的方法を採る。これが歴史にあらずといふ十九世紀實證的歴史學派の論議は全然妥當であるけれども、此方法により構成せられたる思想内容の價值を末末も減少するものではない。カントの理性作用、理念の意味等先驗哲學の方法論に思ひ至らなかつた時代の不可避的方法である。いつになつても繰り返へざる、歴史學派の論議は、既に過去のこととして葬つて了はればならない。

英國十七世紀の社會契約論者は政治的自由のみを主張して道德的自由を言はず、政治と倫理を思惟の上に於て引離して考へた。是れ政治・法律・經濟思想のみならず一切の科學が宗教的道德思想に——社會的事實としては家族、ギルド、都市、領域、國家、帝國等が一聯の階段組織を爲して教會に——服従したる中世の所謂統一の教會文明に反抗せんが爲であつた(E. Troeltsch, "Soziallehren der christlichen Kirchen u. Gruppen" 1912, Kap. 2)。ホッブスは倫理を法律化して其自律性を奪ひ(但し信仰のみは個人良心の奥底に秘むべきこととして國家の外に立つ)、ロッキは政治法の外に自然法を立たしめ倫理生活は國家生活の外にあるものとした。かくてホッブスは教會より國家の權威を、ロッキは國



家より道德生活の自律性を獨立せしめんとした。然るにルッソーは再び政治と道德の一致を圖らんとするのである。即ち人間は政治状態に入つて始めて道德生活を営み得るのである。「自然的状態から政治的状态に移る事は人間に甚だ著しき變化を生ずる。即ちそれは人間の行爲に於て正義を以て本能に代へ、彼の行爲に從來缺けて居た道德性を與へる。政治的状态に於てのみ義務の聲が肉體的衝動にとつて代り、權利が欲望に代り、從來唯自己のみの事を考へてゐた人間が他の原理に基いて行動し、彼の性向に耳傾ける前に彼の理性に聽かざるべからざるに至る。此の状态に於ては彼は自然より與へられたる様々の利益を奪はれるけれども、其代りに甚だ大なるものを取戻す。彼の才能は其自ら發展し、彼の識見は擴張し、情操は高貴となり、彼の全靈魂は非常に高められる。此の新らしく獲たる状態は屢々悪用せられる結果、人間が脱却して來たる以前の状态以下に墮落する事があるが、さもなき限りは、此の人間を以前の状态より永久に離別し、愚昧なる動物より叡智的者たらしめ人間たらしめたる幸福なる瞬間を、常に祝福する事を義務と感ずるに至るが如き、最高の状態である」(Rousseau, "Contract Social," Liv. I. ch. VII.) 見るべし、如何にルッソーは原始野蠻の「自然へ還れ」と言はぬかを。此状態に於ては種々政治法律上の利益を得ると共に「尙道德的自由を附加へることを得る。道德的自由のみが人間をして自己の主人たらしめるものである。何となれば唯だ自己の情慾に服従するこ

とは奴隷であり、自己が自身に與へたる法則に服従することが自由なのである」(ibid.)。

かくの如くに人々は政治状態に於てのみ道德的自由を得る。而して其道德的自由とは理性による感性の克服である。哲學家はルッソーを以て感情センチマンの哲學者として理性を排斥する點に於て啓蒙主義の最後の人、ロマンティックの最初の人といふけれども、ルッソーの斥ける理性はカントの所謂悟フエレンユンフト性であつて理フエレンツフト性ではない(尤も彼は *raison* を兩種の意味に用ふるけれども)。又彼の感情は論議を超えて對象と融合する直観であつて、英國心理學者の所謂感覺的感情ではなウインドルバンド、Geschichte d. neueren Philosophie; Höffling, Rousseau。是れ彼がアウグスチヌスやパウルスなど深き肉の罪の意識より解脱を覓むる人々と同じく、倫理の標準を感性の克服に置き、理性を以て人間の本性と做し理性の清朗なる支配即ち人間が其本性に還ること——「人が人となること」——を以て自白と做し、之を人生價値の歸趣とする所以である。このことはコールも亦全然同意する。「我々の行爲の道德性は、行爲が普遍的法則に従つて爲されるといふ點に存する。反之我々の情慾によつてのみ導かれる行爲は道德的ではない。次に我々が自由を所有し得るのは、唯だ我々の全人格が單一の目的追求に統一せらるゝ場合のみであり、而して我々の全人格は、たゞ理性的目的(之のみが矛盾を排除する)の追求に於てのみ統一せらるゝが故に、たゞ道德的行爲のみが——換言すれば我々の生命を普遍的法則により



導くことのみが自由である。カントの言を以てすれば意志は其が普遍的目的に向けらるゝ場合にのみ自律的である(即ち其自身の法則を賦與する)。反之意志が利己的情慾又は特殊の顧慮に導かれるときは他律的である(即ち意志の法則を其自身の外部に存在する何ものかより受ける)。而して是れ奴隷状態である」(Intro. to "Social Contract," p. XXXIV)。

普遍的法則を自律的に樹立する能動的理性は、個人に即しては良心(La conscience)と呼ばれ、共同社會即ち國家に即しては普遍意志(La volonté générale)と呼ばれる。之に正反對するものは夫々「利己心」(l'amour propre)及び「個別意志」(la volonté particulière)である。良心と普遍意志は同一人格内に内在する同一主観である。何となれば我々の心に於ける惡即ち利己的感覚を取拂ひたる純粹良心は自己に内在し乍ら、凡そ人たるものに普遍的に實在する意志だからである。「人の性は善なり」——是れルウソウの形而上學的基本要求である。従つて普遍意志は個人の中に内在し乍ら、同時に感覺的個人を超越して全體の中に遍在する意志である。かくて個人即全體であつて、個人と全體は一元化せられる。社會は「大きく描かれたる自我」である。故に個人が時として利己的感覚の迷妄に囚はれ個別意志の奴隷となるとき、普遍意志は國家意志として外部より之に對して規範的命令の作用を爲すが、而も人民は自己が自己に命令することとなつて自由は依然として失はれぬ。此の普遍意志の自律

は人が人となる権利であつて、凡そ人たる限り絶対に讓渡すべからざるものである<sup>(1)</sup>、と同時に國家に於ても普遍意志——又はその體軀たる人民の全共同體が主權者であつて、主權は不可讓の権利である。かゝる主權即ち普遍意志は先天的妥當性——無謬性を有する。何となれば感覺の迷妄を罷脱したる純粹超越的者だからである。従つて個別意志を合計しても、平均しても、之に到達することを得ぬ。全員一致の議決が此の普遍意志に合致する場合すら偶然である。何となれば誤れる意志の一致があり得るからである。又或個人の提案に反する議決が爲されたる時でも、それは自己が議決したものであると思はねばならぬ場合がある。何となれば自己の意志が普遍意志であると信じたのが誤りで、個別意志であつたかも知れないからである。又かゝる普遍意志は代表することを得ざるが故に、代議政體は不可能である。何となれば力は代表出来るが、意志の代表は不可能だからである。従つて英國の選舉人は「再び奴隷たらんが爲に僅かに選舉期の間の自由を享樂せるもの」に過ぎない。又普遍意志即ち主權は不可分であり無制限である等、ホッブスなどの絶対國家の主權の屬性を悉く具有する(以上、「Contrat Social」, Liv. II, passim.)。

(1) 「自由の拋棄は人たる性質の拋棄である、人類の權利の拋棄である、斯の如く總てを拋棄し去つた人に、如何なる補償が考へられるか。斯くの如き拋棄は人たる性質と相容れざるものである、或人の意思の中より總ての自由を取去ると云ふ事は、其人



の行爲より總ての倫理的價值を取去ると云ふことである」(Rousseau, *ibid.*, ch. IV.)

扱てかゝる先驗的意志は與へられて (gegeben) 居らず、課せられてゐる (aufgegeben) 課題である。この課題を経験的な人間が解かんとする時には必ずや迷妄に陥る。人は感覺を備ふる限り個別意志の奴隸となつて、人民、爲政者共に利己的團體を生ずる。又歴史的社會制度即ち組織は經驗的要素を加味する限り、必ずや不完全であり且つ倒錯に陥る。従つてルウソーは諸國の憲法草案の委託を受けたけれども、容易に應諾することを肯じなかつた。又彼の「社會契約論」中に書かれたる凡ての方法即ち倒錯を豫防し、爲政者の篡奪に備へ、人民の利己的迷妄を啓く等一切の方法、乃至はモンテスキューに倣つて發表したる經驗的研究、例へば「小國は民主主義に、中國は貴族主義に、大國は君主主義に適す」といふが如きは、凡てルウソーの政治哲學の本質を爲すものではない。

唯だ「立法者」(Le législateur, *liv. II, Ch. VII*)の考へは普遍意志の本質を一層明かにするものとして一顧を要する。普遍意志の實現の爲には、利己的感の迷妄を絶對的に清掃して、その純粹の相を捉へなければならぬ。然るに現實の人民は利己心に囚はれ易い。又其れの實現の爲には歴史的・社會的事情を考慮に入れなければならぬ。然るに人民は動もすれば無智である。故に「人民に最も良く適合する社會的規則を發見せんが爲には最も優れたる智慮を有して、凡ゆる人間の性情を自らは之を

經驗せずして能く之を洞察し……人民の幸福とする所は自己と關する所なくとも、然も之を自己の幸福とすることを悦び……最後に目前の毀譽褒貶を度外視して功名を百年の後に期する……神の如き人必要とする」、是れルウソーに言はしむればリクルグスの如き立法者である。彼は「人類の性質を一變せしめ得ると信ずるの士でなければならぬ。即ち其自身完全且つ獨立せる個體を形成せる各個人を變更して、大なる個體の一部と爲し、個人を此の大なる個體より或程度の生命と存在とをそれぞれ享け入るゝものと爲し得る人であり、人をより強くする爲に人の組織を改造し得る人であり、吾々の凡てが自然より享け入れたる孤立的物理的存在を改造して、社會的倫理的な存在に爲し得る所の人でなければならぬ……」。即ち窮極の實在たる個物の獨立自由を維持し乍ら、之を更に高き大なる實在に止揚するといふ、形而上的課題を解決し得る人物の奇蹟的出現を俟つのである。是れルウソーが往古のギリシア、ローマ等に於ける高貴なる英雄的人物を崇拜する一面を示すものである。かくてルウソーの眞精神は「選舉的貴族主義」に傾く。曰く「立法事業には一見相衝突する二個のものを要する、一は人力を超越する者の立案であり、他は之を遂行する無權威の衆愚の力である」と。而もかゝる立法者は斷じて主權者にあらず、法律立案者に過ぎず、主權者は絶對的に普遍意志——其把持者たる全人民の共同社會である。茲に於てか更に他の難問が起る。蓋し賢人は兎角高邁の言を以て語るが故に



民衆に理解せられず、又人民は目前の利益に合する政府を喜んで永遠の利益を顧みぬが故に、人民が立法者の言を聞くには、「結果が原因であらねばならない」、即ち「法律によつて始めて成るべきものに、法律に先だつて成つて居らねばならない」。又立法者が強力をもち議論をも用ひずして人民を信服せしめんが爲には、「別の秩序に屬する或力」即ち神の代辯者であるかの如き力を要する。是れ「眞實の奇蹟」である。

茲にコールの理想とする様な共同社會が描き出された。窮極の個物が自由獨立であり乍ら、相倚つて築き上ぐる有機的全體、個人に發する規範が同時に全體の規範であり、個人の側に於て規範の光薄らぐ時は、全體より「自由たるべく強制せられ」、全體が特殊集團によつて悪用せらるゝ時は毅然として普遍的規範の主権力を以て全體の自由を唱へ得るが如き、自由と權威が不即不離の關係に立つ團體である。而もそはルウソーの語を以て言へば奇蹟であり、カントに倣つて言へば先驗的理念であり永遠の課題である。ルウソーの立法者すら其經驗的解決の一つに過ぎぬ。佛蘭西革命、露西亞革命——これらもそれ／＼答案の一に過ぎぬ。人類は永遠に互つて答案を書き直すであらう。此の課題の意味を經驗主義者たる英國人は永く理解することを得なかつた。——パークにとつても、ベンタムにとつて

も、ルウソーの所説は metaphysical jargonであつた。コールは透徹せる理解と同情を以てルウソーを辯護していふ。「成程普遍意志は凡ての公民の意志の全體の現實的内容を爲すものに非ず、それが現實的と看做される場合には常に條件づけられねばならぬ。然し乍らこの事は普遍意志概念の基礎を毀損せず、却つて茲にその全價値が存する。社會の普遍的基礎を求めるといふことは、假令多少とも現實の國家に現存するとは云へ、本來何等かの國家に完全に實現せられてゐるが如き（事實そのもの）を求めるとはなす。」(Intro. to "Social Contract," p. xxxviii)。

普遍意志はコールにとつても人類の自然的本性であり國家の自然的基礎である。「國家は人類歴史の單なる偶然ではない。生命財産の保護の爲にする單なる技巧ディヴァイス巧ではない。そは人間性情の基本要求に應ずるものであり、國家を構成する個人の性格に根を下ろせるものである。人類の制度の全複合體は單なる技巧的構造物ではない。そは相互依屬と「フェローシップ」の表現である。普遍意志説は「國家が自然的であり、自然状態が抽象的である」といふのである。この意志と自然的要求の基礎なくしては如何なる社會と雖も一瞬時も存立することを得ない。國家は我等の人格の自然的擴張なるが故に存立し、而して我等の服従を要求するのである」(ibid., p. xxxix)。「何故に余は普遍意志に服従しなければならぬか」に對する答は、「普遍意志は余の内に存在し余の外に存在せず。余は余自身のみ服




従するからである」とルウソーは云ふ。而して之はコールにとつても全く正し (ibid., p. XXXV III)。是れ一九一六年に於けるコールの言である。然るに僅か四年の後に發表したる「社會學說」に於ては、此の言を全然抹殺して舊き英國唯名論者の立場へ返つた。是れ何故であらうか。ルウソーがグリーンによつて正解せられ、ボザンケによつて「實在意志」説に基く國家學說として英國に確立せられ、而して舊き唯名論者ホップハウスの言を以てヘーゲルの國學哲學と同一視し、ヘーゲルの哲學を以て獨逸軍國主義と同一視して、之に向つて怒號したる一聲に、掌を返すが如くコールが賛同したのは何故であらうか。コールはミル以後の一時代を逆戻りしてグリーンとは異なる別の途を歩かんと欲する。而して兎も角も一步を進めて、一種の社會即ち「結社」とその組織を舊個人主義思想に攝取した。之を第一種の「新」自由主義者と筆者は呼ぶ。然しコールの「共同社會」は、到底彼の唯名論的個別主義の體系に攝取することを得ぬ。第二種の新自由主義者は「共同社會」をも矛盾なく攝取するものでなければならぬ。これが爲にはコールは個人の分析、普遍的自我の發見の別の方法を、更に遣り直さなければならぬであらう。コール自身が嘗ていひし如く、そは一度び「ルウソーに還る」ことであらうか。而してそれは亦永遠の課題であらうか——。(一九二六——九、輕井澤にて)

此の一文は筆者の留學後最も早く書いたものであつて意に滿たざる點多く、又他の諸篇と重複する點も多いが、今暫時この

儘にして置く。







索

引



〔主要なる人名術語の重要なる引用頁を示す〕

ア 行

アウグスティヌス St. Augustinus (354-430) ..... 72,77,465  
 アリストテレス Aristoteles (384-322 B.C.) ..... 36,45,73,78,240,250  
 インノセント三世 Innocent III (在位 1198-1216) ..... 88,90  
 ウェルス H. G. Wells (1866-) ..... 353  
 ウキツクリツフ John Wycliffe (1320?-84)  
 その時代 91,95, その生涯 92以下  
 思想: 法王宗主権反對論 93-4, 國家思想 100-2, 宗教思想 102-4, 129  
 服從論 117  
 ヴォルテール F. M. Voltaire (1694-1778) ..... 148,171,185,208  
 エリザベス女帝 Queen Elizabeth (1558-1603) ..... 3,87,114以下

エルヴェシウス C. A. Helvétius (1715-71) ..... 189以下  
 オーエン R. Owen (1771-1858) ..... 191  
 オースティン J. Austin (1790-1850) ..... 34,304,451  
 オツカム William of Occam (1280-1347) ..... 47,87,92,373

イエスの教 ..... 26,140  
 英國國(立)教會 Anglican Church or Church of England, ..... 114,132  
 英國自由主義思想 .....  
 その由來 173, 舊自由主義 377,441  
 新自由主義(その項)  
 英國民 ..... 269,452,453  
 エラステイアニズム Erastianism ..... 13,101

カ 行

カーライル T. Carlyle (1795-1881) .....  
 ..... 序文, 298,315,320  
 カント I Kant (1724-1804)  
 法律的至上命令 241-2, ルウソフを讃む 161,241,251, ミルの批評 320  
 キケロ Cicero (106-43 B. C.) ..... 41,71,212  
 ギーアケ Otto F. Gierke (1841-1921) ..... 52,56,82,86,364,390

クラーク S. Clarke (1675-1729) ..... 202  
 グーチ G. P. Gocch 「英國政治思想史 ベーコンよりハリハツクス迄」 ..... 119,122  
 グリーン T. H. Green (1836-82) .....  
 ..... 298,323,472  
 グレゴリウス大法王 Gregorius VII (在位 1073-85) ..... 53,62,88  
 ケンブリッジ・プラトニズム ..... 4,43



コールリッジ S. T. Coleridge (1772-1834) .....298,315,320

**コール** George Fong'as Howard Cole (1889-) .....  
 その問題 378,  
 その社會學說: その立場 34,377,406  
 435,458, 個人主義的基礎 378,387  
 個人觀 378,458, 自由の意味 437, 樂  
 天的思想 436, 唯心主義 403,406,465  
 共同社會論: その意義 379,444, 結  
 社に對する上位性 383 以下, 個人  
 との関係 380,445  
 結社論: その意義 380, 個人との關  
 係 438 以下, 社會 Society の意  
 義 382, 結社の機能 391, 結社の  
 種類 395 以下, 國家の意義 396  
 413,416,420, 教會 407 以下  
 機能主義論: 社會學原理としての38  
 8以下, 機能の意義 381以下, 388以  
 下, 結社の機能 391, 結社の機能  
 倒錯 399, 現在國家の機能倒錯 417,  
 一結社一機能主義 93,406, 機能的  
 代表主義 421 以下, 結社の協調 43  
 2, 調節者の問題 419,431以下, 聯  
 合會義 433  
 最後の問題 433,442,472  
 機能的社會主義: ギルド社會主義  
 403-7, コールとマルキシズム 400  
 以下  
 コールの史的意義: ロックとの關係

384-5,413-4,415, ルウソーとの關  
 係 391,415,462,465, 471, J. S. ミ  
 ルとの關係 371,461,472, マクイ  
 ヴァーとの關係 388,420,459, 彼  
 のホヅンケ論 414-5, その新自由  
 主義 388, 404, 411, 472  
 結論: 455-8,472  
 コンディヤック A. de Condillac (1715-  
 80).....186

---

**感覺論 Sensualism** .....  
 ホツプスの 20, ロックの 187, ヒュ  
 ームの 271 以下, ベンタムの 270  
 317  
 「カントへ還れ」 .....240-1  
**キリスト教, カトリック教會**.....  
 キリスト教思想: ストア哲學との關  
 係 35-6,70 以下, 有神論 35, 168,  
 宇宙觀 57-8, 教儀の成立 49  
 カトリック主義 5,47-8, 56-8, 133, 1  
 34,167, 三位一體論 46-7, 「交互代表  
 と補充」 59, 普遍主義的社會思想  
 54-7, 58, 85-6, 135, 法王神權説 31,  
 55, 62, 64, 85, 88, 135, アリストテレ  
 ース哲學との關係 36  
 教會: 地上教會の成立 49 以下, 教會  
 の意義 46, 51-3, 初期カトリック教  
 會 51, 後期の 51, 54-5, 中世教會の  
 體統的體系 53, 54-8, 129, 135  
 機能的社會主義, 機能的代表主義 (コ

ルの項参照)  
**共同社會 Community (Gemeinschaft)**  
 マクイヴァーの 260, 459, コールの 37  
 9, 414, テンニースの 383, 高田博士  
 の 260, 理念としての 46)  
**近世國家主義** .....87, 129, 132  
**具體的普遍思想(有機體思想)**.....  
 その意義 59, 285, 328, キリスト教の  
 52, 53, 56, 85-6, ルウソーの 229, 217  
 以下, 462

**サ**

シヤフツベリ Cooper, Anthony Ash-  
 ley, 3rd Earl of Shaftesbury (1671-  
 1713) .....  
 そのひととなり 173, 神學説 174, 倫  
 理學説 180, 280, 調和の徳 181, 184  
 人類愛の教説 183  
 ショウ G. B. Shaw (1856-).....128, 370  
 ジヤンヌ・ダルク Joan d'Arc (1412-31)  
 その時代 130, その歴史的意義 129  
 その國家觀 132  
**新プラトニズム** .....46, 78  
**ストア學派 Stoics** .....  
 その根本思想 65 以下, 自然法説 34,  
 66, 社會思想 63, キリスト教思想と  
 の對比 68-70, キリスト教との接近  
 35-6, 70 以下  
 スペンサー Herbert Spencer (1820-  
 1903) .....

**啓蒙的君主專制主義** .....42, 119  
**結社(利益社會) Association (Gesell-  
 schaft)** .....  
 マクイヴァーの 459, コールの 380  
 以下, テンニースの 383  
**功利主義 Utilitarianism** .....  
 ホツプスの 21, ベンタムの 281, 307  
 ミルの 309 以下, 319 以下  
**個別主義又ハ多元主義 Individualism or  
 pluralism (唯名論の項参照)**

**行**

概説 323, その社會有機體説 285-7,  
 324-6, 328-30, 「個人對國家」 286, 323  
 -4, 365, リッチーの評言 286, 325  
 スピノザ B. Spinoza (1632-77) .....  
 ..... 43, 204, 205, 336  
 スミス A. Smith (1723-90) 281, 295, 448, 461  
 ジェームス一世 James I (在位 1603-25)  
 .....118 以下  
 左右田博士.....序文, 141

---

**自然法説 The natural law**.....  
 ストア學派の 34, 66, ホツプスの 25  
 -6, ロックの 417, 463, ベンタムの  
 否難 278, 288  
**自然状態 The state of nature**.....  
 ホツプスの 23-4, ロックの 384, 447  
 ルウソーの 250  
**實念論 Realism**.....



その意義 45-6, 334, 375, 中世カトリック主義の 47, 139, 實念論的社會學說(キリスト教カトリック主義の項, ルウソウの項参照)

社會契約說 Social Contract .....  
 ホッブスの 27, 32, ロックの 385, ルウソウの 229, 251, 462, 歴史學派の論難 463 註

社會精神說.....  
 プラトンの 337, マクドゥガルの 357

夕

高田(保馬)博士「社會と國家」.....  
 .....86, 263, 384, 455, 457

ダイシー Dicey「法と輿論」.....316, 319

チャールズ一世 Charles I (在位1625-49).....123以下

テラー A. E. Taylor「トマス・ホッブス論」.....18

テラー夫人 Mrs. Taylor (ミル夫人).....315, 322

テンニス F. Tönnies (1855-)「共同社會と利益社會」.....333

デイドロ Denis Diderot (1713-84).....195

デカルト R. Descartes (1596-1650).....  
 .....6, 4, 216

デュルケーム E. Durkheim(1858-1917).....  
 .....331

ナ

マクイヴァーの批評 338 以下, 358 以下

社會有機體說.....  
 ホッブスの 29, スペンサーの 285 以下, 324 以下, 328 以下

新自由主義.....  
 その意義 373, コールの新自由主義 388, 404, 441, 472, ベンタミズムとの關係 319

スチュアート王朝 1603-1683).....4, 43, 107, 126

行

トマス・アキナス Thomas Aquinas (1225-74).....  
 思想概説 36, 74, 84, 具體的國家觀 65, 80-83

トロルチュ E. Troeltsch (1865-1923).....  
 「基督教々會及び教團の社會學說」.....  
 .....45以下, 64以下, 463

チュードル王朝(1485-1603).....113以下, 122

帝王神權說 Divine Right of King  
 その意義 38, 86, 107-9, と英國王朝 101 以下, 115 以下

道德(感)官説 Moral Sense.....  
 その學派 4, 43, シヤフツベリーの 180-1, ヒュームの 280, ベンタムの否難 278

行

ニイチェ F. W. Nietzsche(1844-1900).....366

ニュートン I. Newton (1642-17.7)....

ハ

ハインリッヒ四世 Heinrich VI (1056-1106).....64, 88

ハートレー David Hartley(1705-57)....  
 「人間についての觀察」305, 心理學說 277, 306, エス・ミルへの影響 305, 309

ハーンショウ F. J. C. Hearnshaw (1869-).....104, 106

バヴーフ F. N. Babeuf (1760-97).....244

バーカー E. Barker「英國政治思想史 スペンサーより現在まで」.....372

バーク E. Burke (17.9-97).....  
 .....序文, 127, 318, 470

バークレー George Berkeley (1685-1753).....271, 281, 313, 449

バットラー Joseph Butler(1692-1752)  
 「アナロジ」179, 280, J. ミルへの影響 302

パウロ St. Pauls .....序文, 48, 51, 215, 465

**ヒューム** David Hume (1711-76).....  
 認識論概説44, 271, 272-4, 313, 449, 實驗的方法 272, 觀念聯合説 275-6, 糾問條項(リードの言) 20, 273, 形而上學的諸概念の否定 274-6, 道德思想 279-81, ベンタムへの途 277 以下

フィッギス J. N. Figgis「帝王神權論」

「プリンキピア」6, 171, その世界觀 172

行

.....41, 106, 127, 299, 407

フイヒテ J. G. Fichte(1762-1814).....153, 366

フィリップ四世 Philip IV (1285-1314).....89

フィルマー Sir R. Filmer(1604-53)....  
 .....108, 124-6, 127, 446

フワイエ A. Fouillée (1838-1912).....356, 367

ブラックストーン W. Blackston (1723-80).....304, 318

ブラッドレー F. H. Bradley (1846-1924).....293

プラトー Plato (427-347 B. C.).....  
 その哲學説 46, 73, その國家觀 337  
 マクイヴァーの批評 338

ヘーゲル G. W. F. Hegel(1770-1831)....  
 141, そのルウソウ-普遍意志論 343,  
 マクイヴァーのヘーゲル論 344

ヘンリー八世 Henry VIII (在位1509-47).....114

ベーコン Francis Bacon (1561-1626).....  
 .....3, 8, 374

ベール Pierre Bayle (1647-1706).....193

ベロツク H. Belle (1870-).....404

**ベンタム** Jeremy Bentham(1748-1832)  
 その學説: 概説 314, 317 以下, 450,  
 その根本思想 270, 317, 功利主義倫理學 281 以下, 307, 最大多數の最大幸福説 284, 318-9, 「同情及反



感説」否定 277 以下, 法律哲學 288-91,307, 民主々義論 289-90 自由放任論 292, 經濟思想 296, 「平等と安固」の問題 293-4, 私有財産權論 288,295

歴史的地位: ホツプスの影響 34,44 289, ヒューム哲學との關係 277 以下, 彼以後の情勢 277-9, J.S. ミルへの影響 304 以下, ミルの評言 269,315,450, リッチーの評言 450

**ホツプス** Thomas Hobbes (1588-1679)

概説 3,83,87,109,129,374,416,463

生涯 5-17, 哲學の動機 9, 「レヴィアタン」 13,374

根本思想: 推理的方法 19-20, 機械的唯物説 18, 唯名論 18-9, 感覺論的人性觀 20-2, 功利主義 21 その哲學體系 13-4

社會哲學: 自然狀態 23-4, 自然法 25-6, 社會契約 27,32, 國家 28 主權論 30-42, 法律論 33-37, 言論の不自由 38-9, 政體 42, 經濟政策 40-1, 所有權國定説 40-1 歴史的意義 3-4,43-4, 後代への影響

**マ**

**マクイヴァー** R. M. Maciver(1882-)

その哲學的基調: 唯名論, 個別主義 334,367,369, 社會學上の形而上學的誤謬 352, 「第三の立場」 370,

44, ベンタムへの影響 34,44,289

ホツプハウス L. T. Hobhouse(1864-) .....298,414

ホブソン J. A. Hobson(1858-).....372,419

ホルバツハ (ドルバツク) P. H. T. d' Holbach (1723-89) .....149,193,195,472

ボザンケ B. Bosanquet (1848-1923)...

概説 345 以下, 365, 實在意志論 346

マクイヴァーの批評 347, コールの批評 414

ポープ A. Pope(1688-1744).....175,173

百科全書 Encyclopédie (1751-80)..... 149,157,195

普通意志 la volonté générale (ルウソ -の項参照)

普通主義 Universalism (實念論の項参照)

普通論争 Universalienstreit ..... 46,139,336

フランス革命.....141,239,244,47)

プロテスタンティズム Protestantism... 90,129,133,140

法王神權説, 兩劍説, 日月説 (キリスト教の項参照)

**行**

普通主義を難す 363, 抽象的個別主義を避く 370, ニイチェ論 366. 社會精神説批判 357 以下, プラト - 論 337, ルウソー論 340, ヘーゲ

ル論 344, ボザンケ論 37, マクドウガル論 357

社會有機體説批判 354 以下

「社會はその部分の總計よりも大なり」説の批判 361, デュルケーム論 361, 法人論 363

マクドウガル W. McDougall (1871-)

そ 社會精神説 357, マクイヴァーの批評 358

マグヌス A. Magnus 1193-1280 .....45

マルサス T. R. Malthus 1766-1834 30-9

マンデヴィル B. de Mandeville 1670? -1733).....185

ミル James Mill (1733-1836).....

子ミルの教育法 300-3, 彼の道德思想 303-4, 宗教觀 (バツトラの影響をうく) 302

ミル John Stuart Mill (1806-73) .....

その生涯 300 以下, ひととなり 321

**ヤ**

唯心主義 (コールの項参照)

唯物論 Materialism .....

ホツプスの機械論的 18-9, フランス

百科全書學者の 191 以下

唯名論 Nominalism .....

その意義 46,270,376,

中世の 47,129, ホツプスの 18-9

ヒュームの 272 以下, 313, ベン

タムの 270,317, マクイヴァーの

「精神上の危機」 312-4

思想: ベンタムの影響 304,320, ハ

ートレー心理學の影響 305,3.9

社會思想 319-23, 社會主義論 372

過渡期的思想家としての地位: 320

327-4,371,461, ベンタム論 269

315,450, 彼の残した問題 371, カ

ント批評 320

メイトランド F. W. Maitland (1850-19

06).....44,299,364,390

モンテスキュー C. B. de Montesquieu

(1689-1755).....118,171

無敵艦隊の英國襲來 (1588).....5

名譽革命 (1688).....44,453

民主々義 Democrac .....

ホツプスと民主々義 42, ロツクと

4,44, ルウソーと 468, ベンタムの

289, コールの 423 以下

**行**

335, コールの 378

英國に於けるその發展概説 271,373

-4

有神論 Theism.....

原始キリスト教の 35, カトリック

教會の 168, シヤフツベリーの 174

以下, ルウソーの 159 以下, 206以下

有機體思想 (具體的普通思想の項参照)



ラ

ラスキー H. J. Laski (1893-)...31,298,407  
 ラッセル B. Russell (1872-).....436  
 ラ・メトリー La Mettrie (1709-51) 191以下  
 リカルド D. Ricardo 1772-1823 .....308  
 リッチー D. G. Ritchie (1853-1903).....  
 ベンタム評 450, スペンサー評 286,325,  
 リッチャード二世 Richard II (在位  
 1377-99).....110以下  
 ルウソー Jean Jacques Rousseau (1712-78)  
 生涯 147-153, ひととなり 153以下,  
 197, 彼の父 330, 懺悔録 196,21  
 5,236, 「學藝論」 151,197,198, 「エ  
 ミール」 151,161, 47, 「民約論」 16  
 6,217, 462, 當時のフランス社交界  
 147-8, ヴォルテールとの不和 208  
 迫害 150-3, 哲學思想 般 239,465  
 根本信條: デカルト的出發 202, 啓  
 蒙哲學に反對す 22,222,252-3,  
 その認識論 202,216, サヴォア牧  
 師の信條第一 19,204, 第二 161,2  
 65, 第三 161,206, 理性 156,251-2,  
 自然の意義 157-9,240, 「自然へ  
 還れ」の真意 227,250, 464, 神 159  
 以下, 206-7  
 道德思想: 感情 97 以下, 219以下  
 465, 意志 211, 自由 211, 48-9,250,  
 自己愛と利己心 225 以下, 良心 16  
 2,163,213,218-21, 53-4,466, 道德  
 責任論 213, 惡 214, カント影響

行

みうく 161,211,220,232,251  
 社會哲學: 普通意志論 162,166,230-3,  
 234,254-5,466,468, 特殊(個別)意  
 志 255, 391, 國家 259,261,462-4,  
 社會契約 229,259,462, 主權 41 259  
 467, 人民主權 262,432,477, 公民  
 229,262, 立法者 262-3, 68, ロッ  
 クとの異同 260, 教育の理想 247  
 歴史的意義: 諸種のルウソー-解釋 1.7  
 243-6, ヘーゲルの「普通意志」論  
 343, マクイヴァーの批評 310, コ  
 ールに影響を與ふ 391,415, 6, コ  
 ールのルウソー論 415,471以下, ル  
 ウソーの提示する問題 261, 「ルウ  
 ソー-問題の復興」の意義 242-3,265  
 ロスケリヌス Roscelinus (1050-112?)...47  
 ロツク John Locke (1632-1704).....  
 概説 4,40,43,127,386,413, その認識  
 論 187, 個人觀 458, 自然法的社會觀  
 384-5,447,463  
 ロベスピエール M. Robespierre (1758-94) 244  
 理神論 Deism .....  
 その意義 169,374, ニュートン説と  
 の關係 172  
 「ルウソーへ還れ」.....241,265,472  
 羅馬法王..... 31,53-4 その没落 95  
 ロシア革命.....141 47)





昭和四年六月五日印刷  
昭和四年六月十日發行

社會哲學史研究 奧付  
定價金四圓

著作者 金子 鷹之助

發行者 株式會社 巖松堂書店  
東京市神田區中猿樂町二番地

右代表者 波多野重太郎  
東京市本郷區風砂町卅六番地

印刷者 龜谷良一



發兌元

東京市神田區  
中猿樂町  
電話九段(33) 二二六六番

巖松堂書店  
振替東京六五五六番



4年7月 / 日 152


又	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田							

調査

調査

調査







592  
48



